

2024（令和 6）年度

桐朋学園芸術短期大学
自己点検・評価報告書 第 26 集



2024（令和 6）年 11 月

目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価報告書の概要	9
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	13
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	18
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	46
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	59
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	59
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	66
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	70
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	72
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	80
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	80
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	84
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	90

自己点検・評価報告書 第 26 集

この自己点検・評価報告書は、桐朋学園芸術短期大学の令和 5 年度自己点検・評価活動の結果を記したものである。

2024 年（令和 6）11 月 30 日

理事長

河原 勇人

学 長

越光 照文

A L O

永井 由比

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

【学校法人桐朋学園の沿革の概要】

- | | |
|---------|--|
| 昭和 15 年 | 山下亀三郎氏（当時 山下汽船株式会社社長）の寄付金を基に、財団法人山水育英会が設立される |
| 昭和 16 年 | 山水育英会を母胎として、第一山水中学校を国立市に、山水高等女学校を調布市仙川に開設 |
| 昭和 22 年 | 山水育英会解散、東京教育大学（当時は東京文理科大学 東京高等師範学校）に経営を移管、同大学に深い関係をもつ財団法人桐朋学園に改編される。
桐朋第一中学校、桐朋第二中学校・桐朋女子高等学校発足 |
| 昭和 23 年 | 新学制により桐朋中学校・桐朋高等学校（国立市）と桐朋女子中学校・桐朋女子高等学校（仙川）に改編 |
| 昭和 26 年 | 学校法人桐朋学園設立認可 |
| 昭和 27 年 | 桐朋女子高等学校に音楽科（共学）併設 |
| 昭和 30 年 | 桐朋学園短期大学音楽科開設桐朋幼稚園、桐朋小学校開設 |
| 昭和 34 年 | 桐朋学園小学校開設 |
| 昭和 36 年 | 桐朋学園短期大学音楽科を改組し、桐朋学園大学音楽学部開設 |
| 昭和 39 年 | 桐朋学園大学短期大学部開設 |
| 平成 7 年 | 桐朋オーケストラ・アカデミー開設 |
| 平成 11 年 | 桐朋学園大学院大学開設 |
| 平成 16 年 | 桐朋学園大学短期大学部を桐朋学園芸術短期大学に名称変更 |

【桐朋学園芸術短期大学の沿革の概要】

- | | |
|---------|---|
| 昭和 39 年 | 桐朋学園大学短期大学部（文科・音楽科）開設 |
| 昭和 41 年 | 音楽科を廃止し、芸術科（音楽専攻・演劇専攻）として再編成 |
| 昭和 43 年 | 専攻科演劇専攻設置 |
| 昭和 63 年 | 文科に日本文化・欧米文化の専攻課程を設置 |
| 平成 6 年 | 専攻科に音楽専攻・地域文化研究専攻増設 |
| 平成 12 年 | 文科入学定員変更（50→100） |
| 平成 13 年 | 文科日本文化専攻、欧米文化専攻の専攻課程廃止 |
| 平成 16 年 | 桐朋学園大学短期大学部を桐朋学園芸術短期大学に名称変更
芸術科にステージ・クリエイト専攻増設
芸術科音楽専攻入学定員変更（50→70） |

- 芸術科演劇専攻入学定員変更 (50→65)
- 文科学生募集停止
- 平成 17 年 文科廃止 (平成 17 年 9 月 30 日付)
- 専攻科地域文化研究専攻廃止 (平成 18 年 3 月 31 日付)
- 平成 18 年 専攻科にステージ・クリエイト専攻増設
- 平成 25 年 芸術科ステージ・クリエイト専攻学生募集停止
- 芸術科音楽専攻入学定員変更 (70→50)
- 芸術科演劇専攻入学定員変更 (65→70)
- 平成 26 年 芸術科ステージ・クリエイト専攻廃止
- 専攻科ステージ・クリエイト専攻廃止
- 平成 30 年 専攻科 (演劇専攻・音楽専攻) が学位授与機構認定専攻科となる。

(2) 学校法人の概要

■学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び

在籍者数

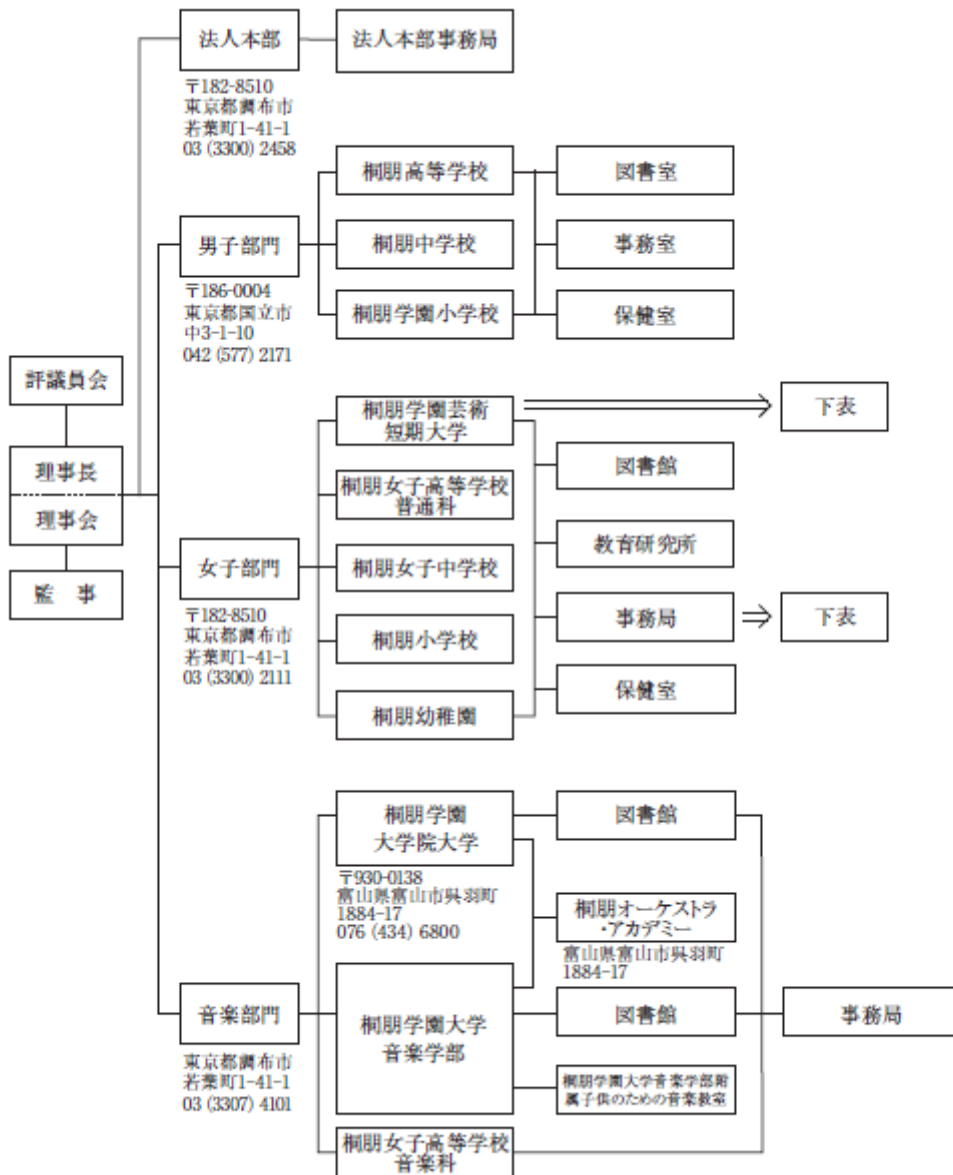
(令和 6 年 5 月 1 日現在)

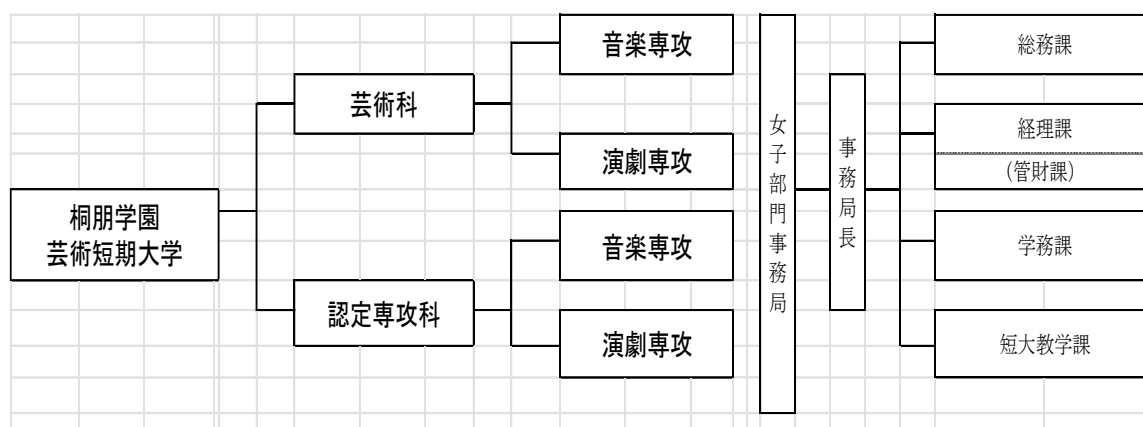
(単位:名)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
桐朋学園大学院大学	富山市呉羽町1884-17	10	20	12
桐朋学園大学大学院				
音楽研究科修士課程	調布市若葉町1-41-1	45	90	102
音楽研究科博士後期	調布市若葉町1-41-1	3	9	15
桐朋学園大学音楽学部	調布市若葉町1-41-1	180	720	561
桐朋学園芸術短期大学	調布市若葉町1-41-1	120	240	171
桐朋高等学校	国立市中3-1-10	350	1,050	952
桐朋女子高等学校普通科	調布市若葉町1-41-1	350	1,050	500
桐朋女子高等学校音楽科	調布市若葉町1-41-1	100	300	164
桐朋中学校	国立市中3-1-10	300	900	787
桐朋女子中学校	調布市若葉町1-41-1	300	900	499
桐朋学園小学校	国立市中3-1-10	80	480	428
桐朋小学校	調布市若葉町1-41-1	80	480	432
桐朋幼稚園	調布市若葉町1-41-1	26	80	77
総計		1,944	6,319	4,700

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■組織図（令和6（2024）年5月1日現在）





(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が位置する調布市は東京都の西にあり、人口 239,231 人（令和 5 年 5 月現在）の住宅地として発展してきた。市の北には深大寺、神代植物公園、南には多摩川が流れ、自然豊かな地域であるとともに、調布飛行場、味の素スタジアムや「映画のまち調布」の由来である、角川大映撮影所、日活調布撮影所も擁している。その調布市の東にある仙川地区は京王線仙川駅を中心に商店街がっらなり、その一角に作家の武者小路実篤が晩年過ごした旧邸宅跡が実篤公園として記念館とともにあり一般公開されている。また、近年、調布市は「舞台芸術を楽しむ市民」の育成、支援の拠点として「調布市せんがわ劇場」を作り、仙川芸術文化地区として大きな注目を集めている。なお、調布市には他に電気通信大学、白百合女子大学、東京慈恵会医科大学などがあり、「調布市相互友好協力協定大学」を締結し、文教地区を形成し協力関係を築いている。

■学生の入学動向（学生の出身地別人数及び割合）

年 度	令和元（2019） 年度		令和2（2020） 年度		令和3（2021） 年度		令和4（2022） 年度		令和5（2023） 年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
北海道	14	12%	8	7%	8	8%	15	14%	11	12%
東北										
北関東	5	4%	7	6%	4	4%	8	8%	2	2%
千葉県	9	7%	9	8%	9	9%	6	6%	5	6%
埼玉県	9	7%	10	8%	7	7%	7	7%	6	7%
東京都	31	25%	29	24%	33	32%	31	29%	26	29%
神奈川県	9	7%	12	10%	11	11%	11	10%	7	8%
中部	21	17%	19	16%	18	17%	10	9%	14	16%
近畿地区	3	3%	6	5%	2	2%	8	8%	2	2%
中国	4	3%	5	4%	4	4%	3	3%	5	6%
四国					1	1%	0	0%	0	0%
九州	14	12%	9	8%	5	5%	5	5%	10	11%
沖縄										
その他	3	3%	6	5%	1	1%	2	2%	2	2%

北関東地区（茨城・栃木県・群馬県）

■地域社会のニーズ

芸術文化への熱意の高い土地柄、様々なイベントが企画され、本学への協力依頼も多い。また、既述した本学の近隣にある「調布市せんがわ劇場」の運営、および企画には本学教職員、学生が参加し、よき研修の場となっている。中でも「調布市せんがわ劇場」における指定事業として演劇専攻は専攻科修了公演に、また音楽専攻の学生は同劇場の市民向企画「サンデー・マティネ・コンサート」に演奏者として参加するなどしている。また毎年11月に音楽専攻は「調布市文化会館 たづくり くすのきホール」で定期演奏会を行なっている。それぞれ本学の教育成果を市民に披露する機会になっている。

■地域社会の産業等の状況

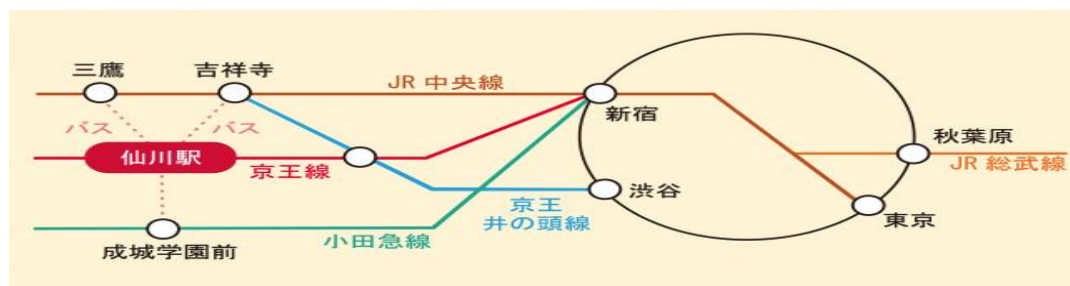
既述したように、住宅地として発展してきたことから、地域独自の産業といわれるものはないが、深大寺を中心とした門前町、甲州街道沿いの宿場町、地域に点在する近郊農業、様々な顔をもった地域である。

また近年、仙川駅周辺は都心への交通アクセスの良さや安藤忠雄ストリートなどの再開発などによる住環境の充実、利便性により魅力あるエリアとして注目を集めている。

■短期大学所在の調布市の全体図



■主要な駅からの路線図



電車：京王線「仙川」駅より徒歩5分

バス：小田急線「成城学園前」駅より15分 JR線「吉祥寺」駅より「仙川行き」25分

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① I ホームページリニューアル実施

II 「教学マネジメント会議規程、運営規程」策定施行

III 「研究倫理規程（同委員会規程）（同倫理規程）」策定施行

IV キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程改正施行

②過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及び履行状況を記述する。

「特になし」

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5（2023）年度）

本学研究研修委員会において、令和4年度に「研究倫理規程（同委員会規程）（同倫理規程）」を策定施行し、文部科学省からの「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「チェックリスト」取扱いの周知、「公的研究費等補助金取扱い規程」履行を徹底している。

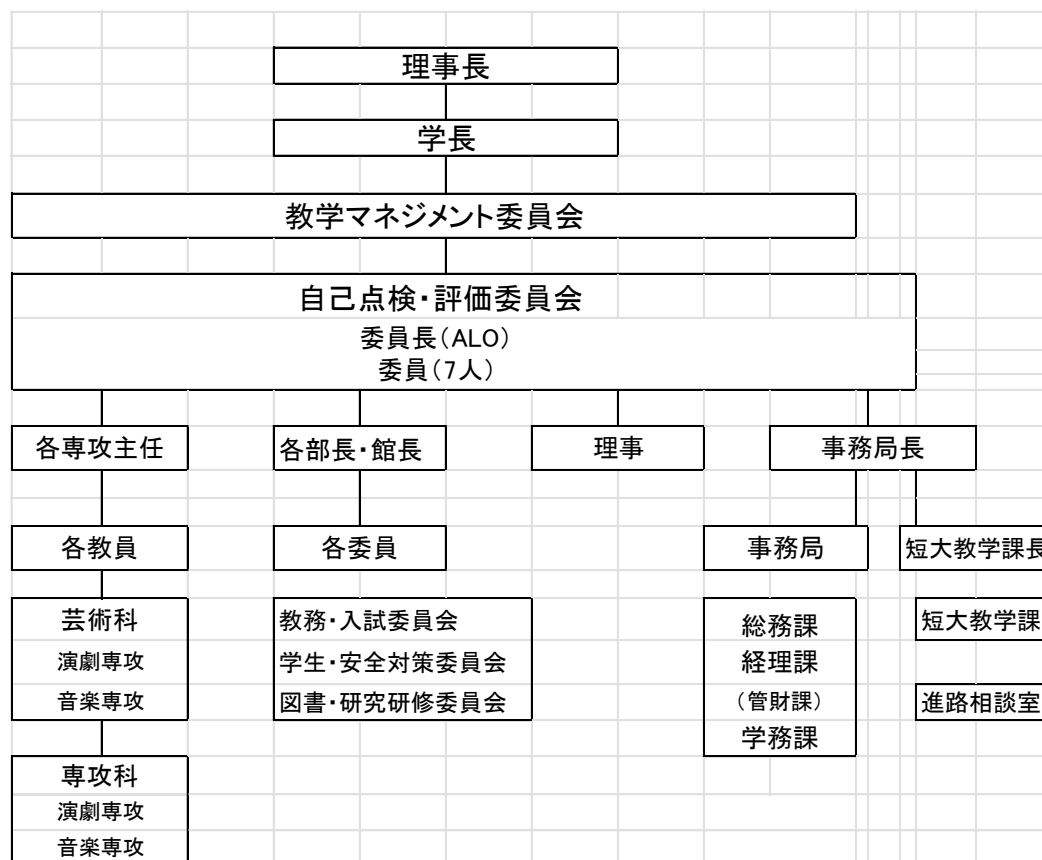
2. 自己点検・評価報告書の概要 —組織と活動—

■令和5（2023）年度の自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学の「桐朋学園芸術短期大学自己点検・評価規程」に基づき、学長、理事、各専攻教員、事務局などからの計7名の委員にて構成している。

委員長（ALO）	学科長・評議員・音楽専攻主任	永井 由比
ALO 補佐	教務部長・図書館長	高橋 宏幸
ALO 補佐	教学課長	高橋 博之
委員	学長	越光 照文
委員	理事	中野 浄
委員	事務局長	大槻 清美
委員	学生部長・演劇専攻主任	三浦 剛

■自己点検・評価委員会の組織図



■組織が機能していることの記述

本学は、学長、各専攻主任、各委員会の長、および理事、事務局長などをもって、「短大教学マネジメント委員会」（2023年4月規程改正施行）を組織し、定例教授会の1週間前に開催される委員会では、教授会の議事確認・整理をはじめ、短大運営全般について協議確認している。あわせて同メンバーが中心である本学自己点検・評価委員会が開催される。そこにおいては、ALOが中心となり、日程などの事務的な事項の確認、各専攻、委員会にて行われている点検・評価に関する報告および課題の提示などがなされている。点検・評価の結果は「桐朋学園芸術短期大学自己点検・評価規程」に基づき、公式ウェブサイトに公表している。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5年（2023）度を中心に）

この報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会により、次に示された令和4年度の認証評価の基準である4つの事項について実施した、令和5年度自己点検・評価の現状、課題、改善計画および行動計画をまとめたものである。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

基準Ⅰでは、「建学の精神」「教育の効果」「内部質保証」について点検・評価し、課題を明確にするとともに、改善計画および行動計画を策定した。

「建学の精神」〈Ⅰ-A〉については、ステークホルダーに理解されているか、人材養成の目的のなかを含めて学生に認識されているかを点検・評価した。

「教育の効果」〈Ⅰ-B〉については、学習成果、三つのポリシー、アセスメント・ポリシーに基づいて、学習成果の獲得状況を評価・判定した。

「内部質保証」〈Ⅰ-C〉については、自己点検・評価活動の実施体制、教育の質保証を図る査定の仕組みを点検・評価した。

基準Ⅱでは、「教育課程」と「学生支援」について点検・評価し、課題を明確にするとともに、改善計画および行動計画を策定した。

「教育課程」〈Ⅱ-A〉については、新たな学習成果とディプロマ・ポリシーに基づき、教育課程を点検・評価した。また、アドミッション・ポリシーに基づく学生募集と入学者選抜のあり方を点検し、次年度の大学入試改革に向けて課題を明確にした。

「学生支援」〈Ⅱ-B〉については、学習成果の獲得に向けた教育資源、学習支援、生活支援、進路支援等を点検・評価した。

基準Ⅲでは、「人的資源」「物的資源」「技術的資源をはじめとするその他の教育資源」「財的資源」について点検・評価し、課題を明確にするとともに、改善計画および行動計画を策定した。

「人的資源」〈Ⅲ-A〉については、教員組織と事務組織の整備、専任教員の教育研究活動、人事・労務管理の現状を点検・評価した。

「物的資源」〈Ⅲ-B〉については、カリキュラム・ポリシーに基づいて校地、校舎、施設設備などの整備、活用、維持管理の現状を点検・評価した。

「技術的資源をはじめとするその他の教育資源」〈Ⅲ-C〉については、本学の現状を点検し、課題を明確にした。

「財的資源」〈Ⅲ-D〉については、短期大学および学校法人の財政・経営実態とその安定性確保のための将来像の策定について点検・評価をし、課題を明確にした。

基準Ⅳでは、「理事長のリーダーシップ」「学長のリーダーシップ」「ガバナンス」について点検・評価をし、現状と課題を明確にした。

「理事長のリーダーシップ」〈Ⅳ-A〉については、学校法人の管理運営体制、理事会の運営、理事の構成等の現状を点検・評価した。

「学長のリーダーシップ」〈Ⅳ-B〉については、本学の教学運営体制、教授会の運営等について現状を点検・評価した。

「ガバナンス」〈IV-C〉については、監事の業務、評議会の運営、本学の情報公開の現状を点検・評価した。

第1回	4月17日(月)	○令和5(2023)年度自己点検・評価報告書第25集編集予定について
第2回	5月22日(月)	○令和5(2023)年度自己点検・評価報告書第25集編集予定(担当者等)確認について
第3回	6月19日(月)	○令和5(2023)年度自己点検・評価報告書第25集進捗状況について
第4回	7月10日(月)	○令和5(2023)年度自己点検・評価報告書第25集進捗状況(第2次原稿)について ○2023年度AL0研修会について
第5回	9月18日(月)	○令和5(2023)年度自己点検・評価報告書第2次原稿提出締め切りについて ○2023年度AL0研修会報告について
第6回	10月16日(月)	○令和5(2023)年度自己点検・評価報告書第25集完成稿について ○令和6年度中期計画・令和7年中期目標について
第7回	11月20日(月)	○自己点検・評価報告書第25集完成稿確認について ○令和6年度中期計画・令和7年中期目標について
第8回	12月11日(月)	○自己点検・評価報告書ホームページ掲載の報告について ○令和6年度中期計画・令和7年中期目標について
第9回	1月22日(月)	○令和6(2024)年度自己点検・評価報告書第26集作成予定について ○令和6年度中期計画・令和7年中期目標について
第10回	2月19日(月)	○令和6(2024)年度自己点検・評価報告書第26集作成予定について ○令和6年度中期計画・令和7年中期目標について
第11回	3月4日(月)	○令和6(2024)年度自己点検・評価報告書第26集作成について

基準 I 建学の精神と教育の効果

【テーマ 基準 I-A 建学の精神】

〈根拠資料〉

1. 2023 年度学生便覧・講義概要 (p. 5)
2. 大学案内パンフレット【令和 5 (2023) 年度】
3. 本学公式ウェブサイト (建学の精神)
https://college.toho.ac.jp/guide/disclosure/about_toho/
4. 桐朋学園芸術短期大学学則 (目的) 第 1 章 第 1 条
5. 桐書 50 桐朋学園芸術短期大学創立 50 周年記念誌
「建学の精神」「教育の目的・目標」「三つのポリシー」 p. 65
6. 学校法人桐朋学園中期計画 (2023～2027 年度)
7. 【令和 4 年度】桐朋学園芸術短期大学 自己点検・評価報告書第 25 集

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

〈区分 基準 I-A-1 の現状〉

本学の建学の精神「一人ひとりの人格を尊重し、自主性を養い個性を伸長する」は、戦後日本の教育改革の担い手であった東京文理科大学の務台理作学長（桐朋学園女子中・高等学校長）による桐朋学園の教育理念「一人ひとりの人格を尊重し、自主性を養い個性を伸長する」に基づいている。本学は、平成 25 年度の学科構成の変更に伴い、この教育方針を建学の精神と定めた。この建学の精神は草創期から今日にいたるまで教職員・学生に浸透してきたものといえる。

この建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有するものである。学則第 1 条にあるように、本学は、「教育基本法および学校教育法の精神にしたがい、芸術文化の専門的な研究と教育とに取り組み、現代社会における芸術文化の創造と発展に寄与する人材の育成」

を教育目的としている。「心の豊かさ」が求められる現代社会において、他者の人格を尊重し、自主性・個性をもって芸術活動に従事する人材の育成は、わが国の芸術文化の振興に寄与するものと考えます。

本学では、学生便覧・大学案内・ホームページ等において、上記の建学の精神を提示し、学内外に周知を図っている。また、入学試験、教育課程ガイダンス、進路面談、学内行事、オープンキャンパス等の機会にも、受験生や学生が建学の精神を認識できるように努めている。

また、この建学の精神は桐朋教育の基礎とされるもので、法人を構成する三部門（男子部門、女子部門、音楽部門）共通の基盤として継承されている。

なお、令和元年度には、教育の質の向上をはかり、新たな学習成果とアセスメント・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を見直した。その際、建学の精神についても再確認を行った。建学の精神については、時代・社会のニーズと結びついていくかどうか5年毎に定期的に点検している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2の現状>

本学は、建学の精神に基づき、高等教育機関として地域・社会への貢献に努めている。

平成16年から調布市と近隣7大学（東京慈恵会医科大学、ルーテル学院大学、桐朋学園大学、白百合大学、明治大学、東京外国語大学、電気通信大学）と相互友好協力協定を締結し、芸術文化普及活動を進めている。

音楽専攻では、演奏会形式の公開講座等を学内関係者のみならず広く地域に開放している。4月に行っている新入生歓迎会を兼ねた特別講座では「山下侘 クロマチックハーモニカ コンサート」を、6月に12回目を迎えるつづてソングの集いが、コロナ禍で実施することができなかった一般公募による有志合同合唱を再開し、公開講座は2月には「瀬尾久仁 & 加藤真一郎 ピアノ連弾コンサート」を開催した。芸術科1年次後期試験の成績優秀者により行われる前期学内演奏会を9月に、芸術科2年次前期試験の成績優秀者による後期学内演奏会を12月に実施した。また11月に第29回定期演奏会をオーケストラ・合掌の夕べとソロ・室内楽の夕べを実施した。桐朋祭は昨年同様、9月実施した演劇専攻とは別に感染状況に注意しながら3月に三鷹市芸術文化センター「風

のホール」でコンサートを行った。このように地域・社会に開放する取り組みを工夫しつつ実践し、建学の精神および人材育成の目的を示す取り組みとして実施できたのではないかと考えている。

また、音楽専攻は生涯学習事業として「ウィークエンドカレッジ」「イブニングカレッジ」を開講している。令和5年度前期は9講座を開講し96名が受講、後期は9講座を開講し112名が受講した。生涯学習が社会的により関心が高まる中、調布市と連携しながら展開する本講座の意義もますます高まってきている。

演劇専攻では、高校生が演劇に対する理解を深めることを目的に、毎年ゴールデンウィークに「高校生のための演劇セミナー」（関東高等学校演劇協議会、東京都高等学校演劇連盟後援）を実施している。2023年度は71名の参加があった。

本学は、科目等履修生制度を設け、本学の学生以外の者で授業科目の履修を希望する者がある時は、教務・入試委員会で協議の上、学則第51条に基づき履修を許可している。令和5年度は、前期48名、後期7名の科目等履修生を受け入れた。

本学は、調布市せんがわ劇場で平成20年の開設以降、地域連携事業として毎年専攻科演劇専攻修了公演を行っていたが、本年度は2月に『見よ、飛行機の高く飛べるを』（作：永井愛、演出：越光照文）は感染症防止の観点等から本学小劇場で行われた。例年こうした取り組みは、本学の建学の精神および人材育成の目的に地域の理解を得るための良い機会と考えている。

また音楽専攻は、地方においても積極的に交流活動を行ってきた。毎年実施しているものとしては、福島県南会津教育委員会と連携して行う「南会津アウトリーチ」がある。これは南会津の小中学校を訪問し、生の音楽を子供たちに届ける活動で、教育委員会からの要望を反映したプログラムを教員の指導の下で学生たちが構成している。平成30年度からは、新たに身体障がい者の方々が働く施設でランチタイムコンサートなどの演奏会も行い活動の幅をより一層、地域全体に広げてきた。コロナ禍の期間は実施を見送ってきたが、令和4年度からは感染対策を講じ状況を見つつ活動を再開している。

本学は、小規模な単科短期大学のため、ボランティアセンターのような部署を設けてはいない。しかしながら、上記のように、本学の教職員や学生は、音楽・演劇活動を通じて地域・社会に幅広く貢献している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

平成30年11月に中央教育審議会が「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を答申した。本学においても、令和元年度より将来構想委員会（作業部会）を置き、次代を担う若手教員を中心に、長期的な将来構想に関する事項を検討してきた。同委員会は、令和2年度に建学の精神に基づく芸術教育の将来構想案を作成し、部門内の教職員に対してその説明を行った。新たな時代にふさわしい将来構想の推進は、中期計画においても最重要課題に位置付けている。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

〈根拠資料〉

1. 2023 年度学生便覧・講義概要
 - ②音楽専攻の教育【芸術科音楽専攻】
 - ③演劇専攻の教育【芸術科演劇専攻】
 - ④2023 年度カリキュラムマップ
 - ⑤2023 年度科目ナンバリング
 - ⑥2023 年度カリキュラムツリー
 - ⑦アセスメント・ポリシー（学習成果の評価の方針）
 - ⑧教育課程：1. 教養科目
 - ⑨教育課程：2. 芸術科音楽専攻
 - ⑩教育課程：3. 芸術科演劇専攻
2. 大学案内（2024 年度短大案内）
 - ②芸術科音楽専攻
 - ③芸術科演劇専攻
 - ④受験生向けイベントカレンダー
3. 本学公式ウェブサイト
4. 桐朋学園芸術短期大学学則
 - ①第1章 第1条
5. 学生募集要項（2024 年度）
 - ①音楽専攻
 - ②演劇専攻
10. 学生募集要項（2024 年度）
 - ①2024 年度入試結果一覧 p. 25

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に確認している。

〈区分 基準 I-B-1 の現状〉

芸術科音楽専攻

芸術科音楽専攻は、音楽に関わる専門教育その他を通して、豊かな感性を培い、職業および人間形成に必要な能力の育成をめざしている。徹底した実技指導と、少

人数クラス制のきめ細かな講義により、幅広い分野で活躍する人材を送り出すことを目標としている。

芸術科演劇専攻

芸術科演劇専攻は、幅広い教養と高度な専門性を兼ね備えた専門俳優の育成と研究を目的とし、演劇芸術における表現の基本を体得することを目標としている。

各専攻課程は建学の精神に基づき、教育目的・目標を確立している。教育目的・目標は、学生便覧、大学案内、ホームページに掲載し、学生に対しては教育課程ガイダンスや全体集会、受験生に対してはオープンキャンパスや高校訪問、受験相談などの場でも説明している。

教育目的・目標の到達度は、成績評価のほか、学内外に公開する演奏会、発表会、試演会、卒業公演などの成果によって表明している。

なお、基準I-A-2でも触れたように、本学では地域・社会の要請に応じた様々な活動を行っている。調布市、調布市産業界と調布市の複数大学間の連携による「調布市相互友好協力協定」を締結し参加し調布市と大学間の相互友好協定をもとに、芸術、文化、教育、学術などの分野で援助、協力し相互発展を図っている。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染防止の観点から、地域・社会の要請に応じた活動は限定的なものにならざるを得なかったが、オンラインの活用やPCR検査の実施等対策を講じることで、前年度より連携の充実を図ることができた。

教育目的・目標の点検は、5年毎に行うことにしている。

[区分 基準I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に公表している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準I-B-2の現状>

汎用的学習成果 (芸術科音楽専攻・演劇専攻共通)

1. 芸術文化を歴史・社会・自然と関連づけて理解することができる。
(知識・理解)
2. 自ら課題を設定し、必要な情報を収集・分析し、問題を解決することができる。
(思考・判断)

3. 芸術文化に幅広く関心を持ち、新たな創造的表現を実現する意欲に高めることができる。 (関心・意欲)
4. 多様な価値観を理解し、地域社会および国際社会のニーズに応え、活力ある社会の構築に努めることができる。 (態度)
5. 日本語と外国語を用いて、他者の発言や文章を理解し、自らの考えを的確に表明することができる。 (技能・表現)

専門的学習成果 (芸術科音楽専攻)

1. 専門実技、音楽理論、ソルフェージュなどの演奏表現に必要な基礎を学び、知識を活用して作品の理解を深めることができる。 (知識・理解)
2. 自ら課題を設定し、演奏表現の向上に向けて多面的に考察し、判断していくことができる。 (思考・判断)
3. 社会における自分の存在意義、自己表現の意味を自覚して、積極的に創造活動を行うことができる。 (関心・意欲)
4. 自らの音楽的な知識、経験をもって社会のニーズに応えることができる。 (態度)
5. 演奏家、指導者としての基礎的な演奏技術と表現能力をもち、自分の想像した表現を実現することができる。 (技能・表現)

専門的学習成果 (芸術科演劇専攻)

1. 演劇を中心とした舞台芸術の理論と歴史を学び、知識を活用して作品の理解を深めることができる。 (知識・理解)
2. 演劇、歌唱、舞踊等の表現手段を用いて、他者とともに課題を解決することができる。 (思考・判断)
3. 社会における自分の存在意義、自己表現の意味を自覚して、積極的に創造活動を行うことができる。 (関心・意欲)
4. 集団の中で協働の役割をはたすことができ、演劇的な技術、知識をもって地域社会および国際社会のニーズに応えることができる。 (態度)
5. 俳優、表現者としての基礎的な技術をもち、自分の想像した表現を実現することができる。 (技能・表現)

本学では令和元年度より汎用的学習成果と専門的学習成果を定め、ディプロマ・ポリシーとの対応関係をより明確にしている。

芸術を専門とする本学では、演奏会、発表会、試演会、卒業公演をもって、学習成果を学内外に公表している。

芸術教育においては、指導者の芸術観によって評価が左右される面があることは否めない。そうした芸術教育の特殊性を考慮しつつ、量的・質的データに基づいて学習成果

を査定する仕組みの構築にこれまで努めてきた。建学の精神および専攻課程の教育目的・目標に基づき、三つの方針、カリキュラムマップ、科目ナンバリング、カリキュラムツリーを設け、教育課程の整合性・体系性を図っている。(根拠資料1⑤⑥⑦)

平成30年度より、学生が自身の学習成果を把握できるように、全学的に「自己評価アンケート」を実施している。カリキュラムマップを元に、1年次後期時点と2年次後期時点で5段階の自己評価をし、1年間を通して獲得した学習成果をグラフで視覚的に確認できるシステムとなっている。(備付資料13)

令和元年度より、アセスメント・ポリシー(学習成果の評価の方針)を設け、機関レベル(全学)、教育課程レベル(専攻)、科目レベルの三段階で学習成果のアセスメントを実施している。

学習成果は学校教育法の短期大学の規定に照らして2年毎に点検を行う。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

芸術科音楽専攻

●ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)

豊かな感性と知識を備えた音楽家になるため、学科の教育課程(教養科目および専攻科目)の学修を通して専門的学習成果および汎用的学習成果を獲得し、専攻の定める卒業の要件を満たした者に学位を授与する。

●カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

芸術科音楽専攻は、幅広い教養と高度な専門性を兼ね備えた演奏家、指導者の育成と研究を目的とし、音楽芸術における演奏技術、表現の基本を体得することを目的としている。そのため、以下の三項目を軸として2年間の教育課程を組み、具体化していく。

(1) 楽譜を読み取る力

音楽理論、ソルフェージュ、音楽史などの基本を習得し楽譜に書かれていることを正確に読み取る力を養う。

(2) 演奏表現

個人レッスンを中心に、基礎的な演奏技術、表現力を身に付けるための実践的な力を養う。

(3) アンサンブル

古典から近代までクラシックを中心とした楽曲を学び、基礎的なアンサンブル能力を獲得する。

●アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

(1) 専門実技、音楽理論における知識と基礎的な理解力を有する者。

(知識・理解)

(2) 楽典、ソルフェージュ、和声理論などを体系的に学習し、積極的に学ぶ意欲を持っている者。

(思考・判断)

(3) 音楽のみならず芸術一般に幅広い関心を持ち、入学後の勉学について明確な志向と熱意を有する者。

(関心・意欲)

(4) 他者と集団での創造活動をするための協調性があり、専門実技、アンサンブルなどに積極的に参加できる者

(態度)

(5) プロフェッショナルな音楽家を目指し、その技能習得に要する基礎的な演奏技術と表現能力がある者。

(技能・表現)

芸術科演劇専攻

●ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

幅広い教養と高度な専門性を兼ね備えた専門俳優になるため、学科の教育課程（教養科目および専攻科目）の学修を通して専門的学習成果および汎用的学習成果を獲得し、専攻の定める卒業の要件を満たした者に学位を授与する。

●カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

芸術科演劇専攻は幅広い教養と高度な専門性を兼ね備えた専門俳優の育成と研究を目的とし、舞台芸術における表現の基本を体得することを目標としている。そのため、以下の三項目を軸として2年間の教育課程を組み、具体化していく。

(1) 戯曲を読み解く力

戯曲の読解力を養い、言葉を演劇作品にしていくための想像力を培う。

(2) 身体訓練

声を含めた身体訓練を通して、自分の想像した表現を実現する力を身につける。

(3) アンサンブル

アンサンブルに必要な優れたコミュニケーション能力と協働の精神を養う。

●アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

- | | |
|---|---------|
| (1) 専門俳優または表現者に必要な日本語の読解力のある者。 | (知識・理解) |
| (2) 習得した知識・技能を活用し、課題に取り組むことができる者。 | (思考・判断) |
| (3) 演劇のみならず芸術一般に幅広い関心を持ち、入学後の勉学について明確な志向と熱意を有する者。 | (関心・意欲) |
| (4) 基礎的なコミュニケーション能力と協調性があり、集団での創造活動に積極的に参加できる者。 | (態度) |
| (5) 専門俳優または表現者（ミュージカル俳優、声優、ダンサー、パフォーマー等）を目指し、その技術習得に要する基礎的な身体能力と表現力を有する者。 | (技能・表現) |

本学では建学の精神と教育目標に基づき、専攻ごとに三つの方針を一体的に設けている。アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5つの観点、教育課程編成の方針は各専攻の教育目的・目標の下に置かれた3項目から成っている。

令和元年度に、従来の5つの観点から成るディプロマ・ポリシーを専門的学習成果に位置づけ、ディプロマ・ポリシーは「学科の教育課程（教養科目および専攻科目）の学修を通して専門的学習成果および汎用的学習成果を獲得し、専攻の定める卒業の要件を満たした者に学位を授与する」と定め、学習成果とディプロマ・ポリシーの対応関係を明確にしている。

三つの方針は、専攻会議、芸術学科会議、教授会等での議論を経て策定している。

令和5年度入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づいて実施した。入学定員120名（音楽専攻50名・演劇専攻70名）のところ、90名（音楽専攻26名・演劇専攻64名）が入学し、入学定員充足率は75%という結果であった。

教育課程は、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）に基づいて編成されている。また、学習成果を獲得するために、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを置いている。

令和5年度3月定例教授会において、音楽専攻27名、演劇専攻62名の卒業認定を行った。演劇専攻2名の学生が、ディプロマ・ポリシーに基づく卒業要件を満たさず、不認定となった。

なお、三つの方針は、学生便覧、学生募集要項、ホームページなどで学内外に表明し、受験生などに対してもオープンキャンパスや高校訪問、受験相談、入学試験の面接などの場で説明をしている。また、教育課程ガイダンスなどでも学生への周知を図るとともに、非常勤講師説明会などでも教職員への浸透を図っている。

年間9回のオープンキャンパス（うち3回は音楽専攻のみ、2回は演劇専攻のみ）では、受験生が三つの方針を具体的に理解できるように、ワークショップ、在学生による上演作

品の観劇、ソルフェージュ講座、実技診断、在学生コンサートの鑑賞等を行っている。また、音楽専攻は夏期講習（7月）・冬期講習（12月）、演劇専攻は入学志望者のためのワークショップ（7月）を実施し、三つの方針を体験的に理解する機会としている。

三つの方針は、学習成果と合わせて、原則2年毎に点検することとしている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和2年度の認証評価において、「受験生が体験的に3つの方針を理解する機会（ワークショップ、実技診断等）」が「特に優れた試みと評価できる事項」として評価された。オープンキャンパス、ワークショップ、実技診断等、アドミッション・ポリシーを浸透させるためにも、なお一層の充実を図りたい。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

令和4年度に向けて教育課程を改定し、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングを見直した。

【テーマ 基準 I-C 内部質保証】

[根拠資料]

3. 本学公式ウェブサイト
①https://college.toho.ac.jp/guide/disclosure/jikotenken_hyouka/
4. 学校法人桐朋学園中期計画（2023～2027年）
9. 令和5（2023）年度 自己点検・評価報告書第25集
10. 令和5（2023）年度 桐朋学園芸術短期大学の教育活動に関するアンケート
11. 大学・短期大学基準協会「令和5年度短期大学生調査2023年」報告書
12. 桐朋学園芸術短期大学 学習成果を焦点にした向上・充実のための査定
13. 「自己評価アンケート」報告書
16. 「学生生活満足度調査」報告書
27. 「学生による授業評価アンケート」報告書
64. 自己点検・評価委員会議事録
75. 「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表」

女子部門規程集

- 1 「桐朋学園芸術短期大学運営規程」
- 2 「桐朋学園芸術短期大学キャンパス・ハラスメント等の防止等に関する規程」
- 3 「桐朋学園芸術短期大学キャンパス・ハラスメント等防止委員会規程」
- 4 「桐朋学園芸術短期大学運営規程」
- 5 「桐朋学園芸術短期大学教学マネジメント委員会規程」

法人規程集

- 1 「学校法人桐朋学園公益通報等に関する規程」

[区分 基準 I-C-1

自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では「自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設けている。AL

○（認証評価連絡調整責任者）、学長、女子部門選出理事、評議員（令和5年度はAL O兼任）、事務局長、短大教学課長（AL O補佐）、専攻主任のほか、学生・安全対策委員長（学生部長）、図書・研究研修委員長（図書館長）が参加している。なお、委員長はAL O、副委員長はAL O補佐が務めている。（本報告書 p.9 参照）

毎月定例の委員会を開催し、実施の基本方針、実施計画、報告書の作成・公表などに関する事項を取り扱うとともに、認証評価に関する事項についても確認をしている。

自己点検・評価報告書は毎年作成し、本学公式ウェブサイト上に公表している。（提出資料 3①）自己点検・評価活動は、短大に関係する全教職員が関与し、各専攻、委員会、部署単位で行っており、自己点検・評価委員会でその結果を集約し、総括している。

本学では第一評価期間以来、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用してきた。

平成18年度の第三者評価では、本学の芸術教育の特色が評価され、「適格」の認証を受けることができた。その結果を踏まえて、平成19年度から平成22年度まで、全専任教員（任期付教員は除く）が出席する芸術科学科会議を中心に、将来構想に関する議論を重ね、現状の課題を明確にするとともに、その改善策を探ってきた。平成25年度の学科構成の変更は、こうした本学の自己点検・評価の上に構築された。

また、第二評価期間では、自己点検・評価活動の向上・充実を図る中で、「建学の精神」「教育の目的・目標」「三つのポリシー」の検討を進めた。さらに、PDCAサイクルを機能させるために、量的・質的データの収集に努め、従来の「学生による授業評価アンケート」に加え、平成24年度から「自己評価ノート（現・自己評価アンケート）」「学生生活満足度調査」などを実施している。平成25年度に、平成24年度の自己点検・評価報告書に基づく第三者評価が行われ、短期大学基準協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、「適格」と認定された。

第三評価期間では、自己点検・評価の結果を踏まえ、三つのポリシーの見直し、学習成果の策定、アセスメント・ポリシーの導入等を進めてきた。なお、令和元年度より大学・短期大学基準協会の短期大学生調査に参加し、本学の集計結果と参加校全体の集計結果を比較しながら、本学の強み・弱みを再確認している。令和2年度に、令和元年度の自己点検・評価報告書に基づく認証評価が行われ、大学・短期大学基準協会（旧・短期大学基準協会）が定める評価基準を満たしていることから、「適格」と認定された。

認証評価の「特に優れた試みと評価できる事項」6項目、「向上・充実のための課題」1項目を受け、令和3年度は「向上・充実のための課題」となったシラバスの改善に取り組んだ。

令和4年度は教学マネジメント準備委員会において、教育の内部質保証を組織としてより明確な形とするため、「短期大学運営規程」を改正し「教学マネジメント委員会規程」を策定し令和5年度より施行された。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

	AP に基づく検証	CP に基づく検証	DP に基づく検証
機関レベル (全学)	各種入学試験 調査書の記載内容 入学前学習(課題) 取組状況	GPA 休学率・退学率 自己評価アンケート 学生生活満足度調査 学生会・自治会活動状況 桐朋祭参加率 地域貢献活動状況 国際交流活動状況	学位授与率 GPA 取得単位数 進路決定率 卒業生アンケート 進路先アンケート
教育課程レベル (専攻)	各種入学試験 調査書の記載内容 入学前学習(課題) 取組状況 高校教員アンケート	GPA 取得単位数 授業評価アンケート 【音楽専攻】 演奏会アンケート 【演劇専攻】 劇上演実習アンケート	学位授与率 GPA 取得単位数 進路決定率 卒業生アンケート 進路先アンケート
科目レベル		成績評価 授業評価アンケート 【音楽専攻】 特別演習アンケート 実技試験フィードバック 【演劇専攻】 実技公開試験アンケート 演技発表会アンケート 試演会アンケート	【音楽専攻】 第一実技卒業試験 卒業演奏会アンケート 【演劇専攻】 卒業公演アンケート

令和元年度に、本学では、学習成果を査定するために、アセスメント・ポリシーを導入した。三つのポリシーに基づき機関レベル（全学）、教育課程レベル（専攻）、科目レ

ベルの三段階で査定を行う。

アセスメント・ポリシーは、三つの方針とともに原則2年毎に点検することとしている。アドミッション・ポリシーに基づく検証として入試結果がある。各専攻の入試の結果を、専攻会議、教務・入試委員会、教授会において、受験生の来学歴、志望理由等を踏まえて令和5年度入試においても同様に分析した。本学の場合、オープンキャンパス、高校生のための演劇セミナー、入学志望者のためのワークショップ、実技診断等で直接指導を受けた受験生ほど、出願率が高い傾向にあることがわかっている。アドミッション・ポリシーへの理解を深めるためにも、中学・高校生向けの講座を設けるなど、今後さらに行事参加の促進を進めていく予定である。なお、大学・短大基準協会の短期大学生調査によれば、本学への志望動機（「あなたが今の短大に進学を決めたとき、次のことはどのくらい重視しましたか」）に、教育内容（「興味があることや専門分野の内容が学べる」）をあげた学生が多数を占め、参加校全体と比べた値より上回っていることも、現行のアドミッション・ポリシーが有効である証左といえよう。

カリキュラム・ポリシーに基づく検証としては、GPA、休学・退学率、自己評価アンケート、学生生活満足度調査等があげられる。

自己評価アンケートは、カリキュラムマップを元に、1年次後期時点と2年次後期時点で5段階の自己評価をし、1年間を通して獲得した学習成果を確認している。アンケート結果によれば、ほぼすべての項目で学生は自らの成長を実感している。中でも大きな伸びが見られる項目は、「応用力（その学習経験から方法を導き出せる力）」46.1%、「適応力（得た技術・技能を状況に応じて引き出すことができる）」32.4%であった。また、「適応力（得た技術・技能を状況に応じて引き出すことができる）」、「習得力（各課題から必要な技術・技能を得られる）」26.5%の項目が多く、音楽・舞台芸術の表現技術等を学ぶ過程で自身の成長を実感している結果となっている。

授業評価アンケートは、回答率向上の方策の一環として昨年同様に授業内などで直接アンケートする方法で実施した。「この授業からは新しい知識・技能を得ることが多かった」という設問に対し、「強くそう思う」76.8%、「ややそう思う」18.5%（前期）、「強くそう思う」73.2%、「ややそう思う」21.7%（後期）という結果を得た。自己評価アンケートや授業評価アンケートの結果からも、カリキュラム・ポリシーが有効であると判断できる。

また、短期大学生調査を活用して学習時間の検証を進めた。我が国の高等教育では授業時間外の学習時間の不足が問題となっているが、本学の学生は、「授業に関する勉強（予習・復習・宿題）」「授業に関係ない（自主的な学習）」に費やした時間が、参加校全体の集計結果を上回っていることがわかった。「授業に関する勉強（予習・復習・宿題）」は、週につき1～5時間が38%（参加校全体の平均66%）6～10時間が33%（参加校全体の平均13%）、11～15時間が8%（参加校全体の平均4%）、16～20時間が8%（参加校全体の平均4%）、21時間以上が8%（参加校全体の平均2%）となっている。今後と

も一層授業時間外の学習の充実を図り、学習成果の向上につなげたい。

ディプロマ・ポリシーに基づく検証としては、学位授与率、GPA、取得単位数、進路決定率等がある。令和5年度、ディプロマ・ポリシーに関しても、短期大学生調査を活用して検証を進めた。「今の短大に入学して、あなたの能力や知識はどの程度変化(向上)しましたか」という問いに対し、「専門分野や学科の知識」「自学自習の能力(習慣)」「挑戦する力(チャレンジ力)」「ねばり強さ」の項目においても、「大きく増えた」「増えた」が参加校全体の平均値を上回った。参加校全体の平均値を下回る傾向にある「一般的な教養」は今年度も「増えた」が平均値を下回る結果になった。ディプロマ・ポリシーは専門的学習成果と汎用的学習成果の獲得をめざしており、「一般的な教養」については、音楽学部との単位互換科目も含め、一層の充実が課題となっている。

本学は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。教員組織は、短期大学設置基準第20条、第21条、第22条に応じて編成してきた。学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて教員組織を整備し、教育、研究の実施にあたっては、専門領域の専任教員と非常勤教員が組織的な連携体制をとっている。本学では、音楽、演劇分野において第一線で活躍する表現者やスタッフが「実務経験のある教員」として、実践的な指導を行っている。

また、すべての教育活動および業務は規程または学則に基づいて行っており、変更を要する場合は、教学マネジメント委員会内の規程委員会において審議決定し、教授会の議を経て、学長が決定する。

公益通報については、法人本部に窓口を開設している。キャンパス・ハラスメント等については防止等に関する規程および防止委員会規程を有している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

令和4年度本学のウェブサイトサイトのリニューアルをおこなった。ホームページ上でのデータの公開では、学修成果、就職率等について経年比較可能な形でデータを公開することが、教育的質課題として残っている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

令和2年度の認証評価において、「特に優れた試みと評価できる事項」に、全教職員が内部質保証に取り組んでいることが挙げられた。(備付資料9)より、教育目的を達成するために行う管理運営体制を構築するために、令和4年度に教学マネジメント準備委員会を設置し検討を重ね、内部質保証の管理運営組織の明確な構築を目指し規程の整備を進め、令和5年度より運営委員会を改編し「教学マネジメント委員会」を立ち上げた。

<テーマ 基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計

画の実施状況

前回の認証評価では、基準Ⅰに関する「向上・充実のための課題」はなかった。今後も「特に優れた試みと評価できる事項」の維持・向上に努めたい。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和4年度、準備委員会において規程の整備等を進め、令和5年度より「教学マネジメント委員会」をスタートさせた。内部質保証のより機能的な管理運営組織のさらなる充実をめざす。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

〈根拠資料〉

1. 2023 年度学生便覧・講義概要
2. 大学案内 (2024 年度)
3. 本学公式ウェブサイト
4. 桐朋学園芸術短期大学学則
 - ③ 第 6 章 第 41 条
 - ④ 第 6 章 第 36 条
 - ⑤ 第 6 章 第 33 条
 - ⑥ 第 6 章 第 35 条
 - ⑦ 第 7 章 第 44 条
5. 学生募集要項 (2024 年度)
 - ①音楽専攻 p. 12
 - ②演劇専攻 p. 2
 - ③2024 年度入試結果一覧 p. 25
- 1 1. 学生募集要項 (2024 年度)
 - ①2024 年度入試結果一覧

桐朋学園女子部門規程集

- 5 桐朋学園芸術短期大学専任教員任用・昇任規程
- 6 桐朋学園芸術短期大学人事案件取り扱いの申し合わせ
- 7 桐朋学園芸術短期大学非常勤講師就業規則
- 8 桐朋学園芸術短期大学特任教員に関する規程
- 9 桐朋学園芸術短期大学指導助手規程
59. 令和 5 年度教授会議事録
61. 令和 5 年度教務・入試委員会議事録
71. 2023 年度第 59 回卒業式・修了式 (式次第)
72. 令和 5 (2023) 年度音楽学部連携授業履修者一覧
73. 各劇上演実習 (試演会・卒業公演・修了公演) アンケート
74. 令和 5 年度 中学校教諭免許状一括申請者一覧表

[区分 基準Ⅱ-A-1

短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

本学では、学則第 41 条に基づき、卒業した者には学位授与規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与している。卒業の要件については、学則第 36 条に、2 年以上の在学と 62 単位以上の修得を規定している。

令和 5 年度は音楽専攻 27 名、演劇専攻 62 名の学生が卒業し、短期大学士の学位を取得した。

令和元年度より学習成果に対応するようにディプロマ・ポリシーを改めた。学習成果は、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の 5 つの観点から成る。新たなディプロマ・ポリシーは、「専門的学習成果および汎用的学習成果を獲得し、専攻の定める卒業の要件を満たした者に学位を授与する」と定めている。

本学の専攻科は、平成 30 年度より独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定専攻科となった。本学の卒業が学位申請の基礎資格となることは、本学芸術科のディプロマ・ポリシーが社会的・国際的通用性を有していることを示している。

また、本学は「高等教育の修学支援新制度」の対象校であり、「学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等」であることが認められている。このことから本学のディプロマ・ポリシーが社会的・国際的通用性を有していることは確かである。

本学では、ディプロマ・ポリシーを 2 年ごとに点検している。専門的学習成果と汎用的学習成果を明示し、学位授与の方針を「専門的学習成果および汎用的学習成果を獲得し、専攻の定める卒業の要件を満たした者に学位を授与する」と定めている。

【音楽専攻】

学位規程に則り、音楽専攻では「短期大学士(音楽)」の学位を授与している。

音楽専攻では、最低習得単位数 62 単位のうち専攻科目単位数が 48 単位、自由選択単位数が 14 単位となっている。この要件は、専攻課程の学習成果に対応している。

進路は、本学専攻科音楽専攻、本学科目等履修生、官庁関係、音楽教室への就職などがある。なお、音楽専攻では、一定の条件のもとに教科に関する科目および教職に関する科目等を履修して必要単位を修得することにより中学校教諭二種免許状(音楽)を取得する

ことができる。令和5年度は、8名が中学校教諭二種免許状（音楽）を取得した。

【演劇専攻】

学位規程に則り、演劇専攻では「短期大学士（演劇）」の学位を授与している。

最低習得単位数62単位のうち専攻科目単位数が48単位、教養科目を12単位（外国語2単位必修）、自由選択単位数が2単位である。この要件は、専攻課程の学習成果に対応している。

演劇専攻の卒業公演は、俳優座劇場（六本木）にて、ストレートプレイコースが『桜の園』（演出：田中壮太郎）を、ミュージカルコースが『覗きからくり遠眼鏡』（作：横山由和／演出：信太美奈）を学習成果として学内外に公表した。

演劇専攻の進路としては、専攻科への進学、劇団への入団、プロダクションへの入所のほか、フリーでの活動、四年制大学への編入などがある。令和5年度は、62名の卒業生のうち、19名が本学専攻科演劇専攻に進学した。8名が一般就職、2名が養成所、劇団に進んだ。また、公演のオーディションを受けながらフリーランスで活動する者も多い。

〔区分 基準Ⅱ-A-2〕

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

(2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

学科・専攻の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに対応している。本学では、ディプロ

マ・ポリシーで求める学習成果を「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5つの観点の到達目標で示し、どの授業科目の履修によってそれらの目標に到達するかの相関関係をカリキュラムマップで示している。また、2年間の学習の系統性と順次性を示すためにカリキュラムツリーを取り入れ、教育課程の体系性を示すために開設科目にナンバリングを付している。

本学の教育課程は、教養科目と専攻科目から成り、専攻科目は各専攻のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）に基づいて編成されている。その中の開放科目は他専攻の学生も履修することができる。また、音楽専攻の「コラボレイト実習」、演劇専攻の「劇上演実習（学内出演）」は他専攻の実習に参加するものであり、2専攻を有する本学ならではの特色ある教育を行っている。

本学は桐朋学園大学音楽学部と単位互換の制度を有している。令和5年度は前期55名、後期29名の学生が音楽学部の授業を履修した。

本学では、単位の実質化を図るために、各学期の履修登録単位数は20単位を上限としている。ただし、一部の科目（教職課程や集中講義等）はキャップ制の対象から外している。優れた成績を修めた者については、GPA2.9以上で2単位、GPA3.0以上で4単位、上限を引き上げた。なお、単位の計算方法は、学則第33条に定めている。

成績評価は学修成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。成績と評価基準は、学則第35条に規定している。

シラバスには、履修条件、授業の概要、授業の到達目標、授業計画、授業時間外の学習、教科書・参考書等、成績評価の方法・基準を明示している。シラバスは「学生便覧・講義概要」に掲載して配付するとともに、「講義一覧」を本学ホームページ上で公開している。認証評価の「充実・向上のための課題」を受け、令和3年度のシラバスより成績評価の基準をパーセンテージで明示することとした。

本学では、学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。専任教員の任用・昇任に際しては、「桐朋学園芸術短期大学専任教員任用・昇任規程」および「桐朋学園芸術短期大学人事案件取り扱いの申し合わせ」に基づき、人事委員会の審査を経て、教授会で審議を行う。（根拠資料 女子部門規程集5・6）非常勤講師の採用に関しては、「桐朋学園芸術短期大学非常勤講師就業規則」に則り、専攻会議、教務・入試委員会、運営委員会の審査を経て、教授会で審議を行う。（根拠資料 女子部門規程集7）

【音楽専攻】

音楽専攻の教育課程は、専攻のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）の下、「楽譜を読み取る力」「演奏表現」「アンサンブル」の三項目を軸にして編成されている。

専攻内に4つの専修（ピアノ専修、声楽専修、管弦専修、日本音楽専修）を設け、徹底した実技指導を行っている。レッスンには、第一実技（週1回50分必修）、副科実技（週

1回20分必修)、第二実技(週1回40分、別途徴収)があり、専門実技以外に他の専修ジャンルを学ぶことも可能にしている。また、「他と合わせる能力」を養うアンサンブル科目にも重点を置いている。1年次後期と2年次前期の実技試験の成績優秀者は学内演奏会に出演することができ、2年次後期の実技試験の成績優秀者は卒業演奏会に出演することができる。

必修科目「S. H. M.」(ソルフェージュ、ハーモニー、メロディーの略)については、能力別で5クラス編成で授業を行っている。

なお、社会人学生に対しては、そのニーズから2年間の教育課程を3年で学べる長期履修制度を導入し、学びやすい環境を整えている。令和5年度は10名の卒業生を出すことができた。

学修成果はGPA制度を活用している。学生自らの学業成績からより具体性を持って測定し、令和5年度もGPA上位者の単位登録数の上限を一定数引き上げた

音楽専攻では、平成11年度から、国際性や異文化理解の力を培うことを目的に、海外研修旅行を実施している。ドイツ国立フライブルク音楽大学、リュールベック音楽大学、デトモルト音楽大学、ポーランドのショパン音楽アカデミー、ハンガリーのリスト音楽アカデミー、チェコのプラハ芸術アカデミーなどの音楽大学で、経験豊かな教授陣から1週間の集中実技レッスンを受けるのだが、コロナ禍の影響で令和5年度も中止となった。4年連続にあり実施できてなおが、令和6年度は実施できる見通しである。

音楽専攻では、経歴・業績を基に授業担当教員を配している。ピアノ、声楽、作曲、弦楽器のほか、音楽療法を担当する特任教員を任用している。また、授業および演奏会において必要に応じて担当教員の下でその授業を補佐する演奏助手を置いている。(根拠資料 女子部門規程集8・9)

【演劇専攻】

演劇専攻の教育課程は、専攻のカリキュラム・ポリシー(教育課程編成の方針)の下、「戯曲を読み解く力」「身体訓練」「アンサンブル」の三項目を軸にして編成されている。

演劇専攻では、ストレートプレイコースとミュージカルコースを設け、学生本人の希望を勘案し、進級時にコースを決定している。1年次の前期と後期に「演技発表会」、2年次の前期に「実技公開試験」を催し、学習成果を学内外に公表している。また、2年次後期にはコース別に「劇上演実習A(試演会)」と「劇上演実習B(卒業公演)」を行う。

1年前期終わり、2年前期終わりの計2回「自己評価アンケート」を用いて、学生本人が学習成果を確認できるようにしている。

基礎実技系科目、演技系科目、ストレートプレイ系実技科目、ミュージカル系実技科目では、少人数制クラス(約20名)を編成し、きめ細かい指導を徹底している。歌唱個人レッスン(週1回40分・20分 別途徴収)の履修者も多い。クラシックバレエとジャズダンスは進度別にクラスを編成している。ジャズダンスについては、レッスン・アシスタン

ト（LA）による週1回の補講（授業外学習）への参加を義務付けている。レッスン・アシスタントは「指導助手規程」に則り、採用している。

基礎実技科目、演技系科目は必修であり、ほかにコースごとに必修科目を定めている。理論系科目においては、「舞台芸術概論」「日本演劇史」「西洋演劇史」「ミュージカル概論」「ミュージカル論」を必修としている。

演劇専攻では、経歴・業績を基に授業担当教員を配している。平成30年度認定専攻科の開設と芸術科の教育課程の見直しに伴い、ミュージカル、応用演劇、アーツマネージメント領域の特任教員を配置している。

ほかにスタッフアドバイザー（舞台美術、音響、照明）を置き、備品管理のほか、月1回の学生チーフミーティングに参加し、学生のスタッフワーク指導に当たっている。

本専攻では昭和57年度から海外研修旅行（「海外研修」）を毎年実施してきたが、令和2年度から3年間はコロナ禍により中止となった。令和5年度は「演劇研修」として各グループに分かれ日本国内を研修した。

[区分 基準Ⅱ-A-3

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では、汎用的学習成果を獲得するために、教養科目を「キャリア教育」「一般教養」「語学」の三つの区分に編成している。教養科目は、各専攻の枠を超え、共通して必要となる基礎的知識や技術を習得し、専門性を社会で発揮するための力を養うことを目的とする。

音楽専攻は教養科目の「語学」2単位、専攻教養科目の「バロックダンス」1単位を卒業要件に定めている。演劇専攻は「語学」2単位を含めた教養科目の12単位を卒業要件としている。

教養教育の効果については、卒業判定時に測定・評価している。令和5年度「短期大学生調査」の結果によれば、「共通科目あるいは教養科目の授業」の満足度は、満足21%、やや満足17%と参加校の平均（満足25% やや満足30%）を下回った。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学の場合、音楽、演劇の道に進む者が多く、表現者としてのキャリアを築くためには長い時間と経験が必要になる。したがって卒業後は、大半がアルバイト等で収入を得ながら、表現活動が続けることになる。社会における音楽、演劇の役割を認識し、表現者としてのキャリアを確立できるように、芸術系の本学に適した職業教育の実施に努めている。

教育課程における職業教育は、教養科目の「キャリア教育」に位置づいており、「情報リテラシー論」「情報処理論」「音楽環境論」「社会福祉学」「表現コミュニケーション論」「アーツマネジメント論」「応用演劇論」が開設されている。

「短期大学生調査」の結果よれば、「将来のキャリアと授業内容の関係性」については、「満足」が21%と参加校全体の平均26%を下回る。芸術系の実践型短期大学として職業教育の実践としては物足りない結果となった。教育編成と「出口」教育の取り組みは今後も改善が必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-5

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

各専攻のアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は学習成果に対応し、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5つの観点から成る。

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項のほか、学生便覧、ホームページの「専攻紹介」に掲載している。

令和5年度は計9回のオープンキャンパス、入学志望者のためのワークショップ（演劇専攻）、「夏期・冬期講習会」（音楽専攻）、オープンクラス（授業見学会）等の行事で受験希望者への浸透を図った。

各専攻のアドミッション・ポリシーは、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。音楽専攻は、基礎的な演奏技術と音楽に関する基礎知識、および協調性や向学心を求めている。演劇専攻は、演劇経験を問わないものの、日本語の読解力、身体能力、表現力、および協調性や向学心を求めている。

入学者選抜については、各専攻とも総合型、学校推薦型、一般の種別を設けており、アドミッション・ポリシーに基づき、入学者に求める力を多面的・総合的に評価している。また、音楽専攻では、他に社会人入試を実施しているが、高等学校卒業後の年月の経過等を鑑み、楽典や聴音を免除し、負担の軽減を図っている。入学者選抜は選考基準に基づき公正かつ適正に実施し、判定会議を経て、教授会において結果を審議決定している。

受験生の経済的負担を軽減するために、同一年度内の本学への2回目以降の出願の際、35,000円の検定料を20,000円に割引している。さらに、音楽専攻の受験者が桐朋学園大学音楽学部を併願する場合にも、同割引制度を適用している。

令和5年度入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づいて実施し、入学定員120名（音楽専攻50名・演劇専攻70名）のところ、90名（音楽専攻26名・演劇専攻64名）が入学し、入学定員充足率は75%という結果であった。実技が不可欠となる領域により、コロナ禍により受験生へのアドミッション・ポリシーの浸透を図ることが困難だったことが要因のひとつと考えられ、たいへん厳しい結果になった。

入学者選抜に係る事項は、教務・入試委員会の会務と規定されている。入学志望者の募集活動は、入試広報担当の教員・職員が中心的役割を担っている。前述の入学志望者にむけた行事のほか、受験相談を随時受け付けており、電話やメールの問い合わせにも応じている。

【音楽専攻】

音楽専攻のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応し、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5つの観点から成り、入学前の学習成果の把握・評価を示すものである。アドミッション・ポリシーに基づき、4回の総合型A入試、3回の総合型B入試、学校推薦型入試、A方式またはB方式による一般入試、3回の社会人入試を行っている。総合型入試、学校推薦型入試は専願とし、そのほかの入試については併願を可としている。

総合型入試は、事前に「初心者のためのソルフェージュ講座」と「実技診断」に参加

することを出願条件にしており、志願者に音楽専攻の教育内容への理解を求めている。入学前の学習成果の把握・評価は、面接と書類審査で行っている。学校推薦型入試は、主科実技と面接により入学前の学習成果の把握・評価している。一般入試A方式は主科実技・楽典・聴音、B方式は主科実技・聴音により、能力・適性等を総合的に評価・判定している。社会人入試は、高等学校卒業後4年以上経過した者等を対象とし、主科実技と面接によって、能力・意欲・適性等を把握・評価している。

令和5年度は26名の入学者を迎えた。総合型選抜A入試による入学者が最も多く19名、総合型選抜B入試による入学者は1名、学校選抜型入試による入学者は0名、一般選抜入試による入学者は1名、社会人選抜入試による入学者は5名である。専修別内訳では、ピアノ5名、声楽9名、フルート2名、クラリネット1名、サクソフォン1名、トランペット1名、ヴァイオリン3名、ヴィオラ1名、チェロ1名、ギター1名、尺八1名となった。

【演劇専攻】

演劇専攻のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応し、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5つの観点から成り、入学前の学習成果の把握・評価を示すものである。アドミッション・ポリシーに基づき、総合型AⅠ期入試、総合型AⅡ期入試、総合型B入試（募集人数35名）、学校推薦型入試（募集人数25名）、一般入試（募集人数10名）を行っている。総合型AⅠ期入試、総合型B入試、学校推薦型入試は専願とし、総合型AⅡ期入試、一般入試については併願を可としている。高等学校長推薦は全体の評定平均値3.0以上、指定校推薦は全体の評定平均値3.5以上を要する。

総合型AⅠ期、Ⅱ期入試では、入学前の学習成果の把握・評価を、身体表現、言語表現、面接、書類審査によって行っている。総合型B入試と、推薦型入試では、演技、歌唱またはダンス、面接により入学前の学習成果を把握・評価する。指定校入試は演劇系のコースを対象とするため、書類審査と面接にのみで、能力・適性・意欲等が把握・評価される。一般入試では、志願者の能力・適性等を演技、歌唱またはダンス、面接により総合的に評価・判定している。

令和5年度は64名の入学者を迎えたが、総合型選抜A入試による入学者が最も多く36名、総合型選抜B入試による入学者が11名、学校選抜型入試による入学者は5名、一般入試による入学者は12名であった。

全入試の出願者数は98名、受験者数は94名、合格者数は94名である。）

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学習成果には具体性がある。

- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

本学は、音楽、演劇の芸術教育を通じて、短期大学士にふさわしい「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」を涵養している。各専攻課程の学習成果は専門的学習成果と汎用的学習成果から成り、それぞれ「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5つの観点で到達目標を示している。汎用的学習成果は両専攻共通であり、幅広い教養、社会性、問題解決力、コミュニケーション力等を具体的に表している。また、専門的学習成果は音楽活動、演劇活動を展開する上で必要となる知識、技能、判断力、社会性等を具体的に表している。

二年間で学習成果が獲得可能であることは、カリキュラムマップとカリキュラムツリーによって明らかにされている。カリキュラムマップは、5つの観点の到達目標が、どの授業科目の履修によって達成されるかの相関関係を具体的に示している。また、カリキュラムツリーは学習の系統性と順次性を示している。

シラバスには、授業科目ごとに「授業の概要」「授業の到達目標」「授業計画」「成績評価」が明示されている。単位の授業科目は45時間の学習を必要とする内容をもって構成され、「授業の到達目標」は半期の授業、または一定期間の集中講義で達成可能な目標となっている。「成績評価」は、出席状況、授業態度、課題発表の成果、期末試験、小テスト、レポートなどの中から、複数の評価項目を用いて査定することを原則としている。本学は、「単位の実質化」の観点から履修の上限を20単位と定めているが、令和5年度もGPA上位者を対象に上限を2単位または4単位引き上げた。「受験資格」「成績の認定基準」「評価の基準」は、学生便覧に詳細を記載している。各専攻の教育課程の学習成果は、GPA、取得単位等で測定することができる。

本学は実践的な芸術教育を展開しているため、音楽専攻では定期演奏会と卒業・修了演奏会、演劇専攻では試演会（『劇上演実習A』）と卒業公演B（『劇上演実習B』）によって、学習成果が学内外に具体的に表明される。また、これらの総合的な学習経験は、専門領域の技術の向上に留まらず、自己管理能力、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーション力、問題解決力を伸長する。

令和5年度「短期大学生調査」で、「今の短大に入学して、あなたの能力や知識はどの程度変化（向上）しましたか」という問いで、「専門分野や学科の知識」（大きく増えた58%、増えた42%）の「大きく増えた」「増えた」と回答した割合が参加校全体の平均より高い結果は、これらをほぼ裏付けている。

【音楽専攻】

学習成果については、科目ごとに「授業の概要」「授業の到達目標」「授業計画」「成績評価」など、シラバスに明記されている。聴音・ソルフェージュの授業については、グ

レード制を取り入れ、一定期間、個々のレベルに応じたクラスで学ぶことにより、学習成果の到達がはっきりと見える形で指導を行っている。実技指導に関しては、教員と一対一のレッスンであるため、より一層学習成果を具体的に把握できている。

科目ナンバリングとカリキュラムツリーの導入により、カリキュラムが体系化され、その上に半期上限 20 単位のキャップ制があるため、学習時間の確保を徹底することができ、一定期間内での学習成果の獲得が見えやすくなっている。(根拠資料 1 ④⑤⑥⑬)

学習成果の発表の場として、定期演奏会、学内演奏会、卒業演奏会において学内外に表明している。

<https://college.toho.ac.jp/major/music/schedule/> (音楽専攻年間スケジュール)

なお卒業生については国内外のコンクールでの入賞者も多く、演奏活動や教育活動を続けている者が多いことから、客観的、実地的な価値があると言え、その成果が測定できている。クラシック音楽の世界だけでなく、専攻で学んだことを生かしつつ、ポピュラー音楽の領域に活動の幅を広げている者も多く、教育現場での音楽鑑賞教室や、老人ホームや介護施設、病院など、コンサートホール以外で行うアウトリーチ活動を積極的に行っている者もいる。アウトリーチ活動については、学習成果の実地的な価値を本専攻で測定し、平成 25 年度より、授業として導入し、教育システムを体系化した。

また、教員採用試験を受験する者、非常勤講師として教職に就く者も多い。なお、ヤマハやカワイの音楽教室で教育者として指導している者も少なくなく、さらに、本学で学んだことを基に、一般企業、保育士や介護士、あるいは調律師として活動している者もいるなど、音楽を通して幅広い分野に人材を輩出している。

【演劇専攻】

演劇専攻の教育課程の学習成果は、毎年 11 月に本学小劇場 (2014 教室) で行われる試演会 (「劇上演実習 A」) および 2 月に俳優座劇場で行われる卒業公演 (「劇上演実習 B」) によって、学内外に具体的に表明されている。これらは、体系的に編成された教育課程の最終段階に位置づく実習科目であり、少なくともいずれかの「劇上演実習」に参加することが卒業要件となる。全員が全日程に参加し、スタッフワークも担当することで、舞台芸術のあらゆる技術面・意識面での学習を深める。自己管理能力、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーション力、問題解決力の総合的な研鑽などこれらすべての点を踏まえて成績評価の基準は設定されている。

<https://college.toho.ac.jp/major/drama/schedule/> (演劇専攻年間スケジュール)

平成 24 年度から「劇上演実習」などの機会に「自己評価ノート」によって到達度を学生自らが評価・把握する取り組みを始めたが、平成 27 年度からはさらにその成果を教員自身にフィードバックしている。実技、実習科目における芸術面での学習成果については、各専門教員の芸術的な価値判断に負うところが多いため、こうした取り組みを進めることによって、学習成果の査定に関する共通の仕組みの構築に努めてきた。なお、平成 30 年度よ

り「自己評価ノート」を発展させた「自己評価アンケート」を用いている。

また、本専攻は、東京演劇大学連盟（桜美林大学、玉川大学、多摩美術大学、日本大学、桐朋学園芸術短期大学、以下演大連）に平成 25 年度の発足当時より加盟し、共同制作・共同研究を行っている。

演劇専攻は、世界演劇教育連盟（WTEA）、アジア演劇教育センター（ATEC）、国際演劇協会（ITI）等の学生演劇フェスティバルに参加し、高い評価を得てきた。

学生の海外交流は、本学の学習成果を検証する上でも重要な行事である。

〔区分 基準Ⅱ-A-7〕

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学では、平成 27 年度より GPA を導入し、学習成果の獲得状況を測定している。GPA 分布は、4 月臨時教務入試委員会および 9 月教務入試委員会で確認している。単位取得の状況については、9 月、3 月の教務入試委員会においてデータを用いて確認している。

学位取得に関しては、2 月・3 月の教務・入試委員会の検討を経て、教授会で卒業判定を行っている。令和 5 年度は、音楽専攻は長期履修生 14 名、不認定 1 名、休学者 1 名を除き認定 27 名、演劇専攻は休学者 2 名、不認定 3 名、9 月卒業 2 名を除き認定 62 名という結果であった。卒業が認定された学生には、短期大学士（音楽）あるいは短期大学士（演劇）の学位が授与された。

学位授与率は本学公式ウェブサイトの「学修の評価・卒業要件・学位」に掲載している音楽専攻には教職課程があり、中学校教諭第二種免許状の取得を可能にしている。令和 5 年度は 8 名の学生に免許状が交付された。免許状の取得状況については教職委員会からの報告を、教務・入試委員会および教授会で確認している。

平成 30 年度より、演劇専攻の「自己評価ノート」を発展させ、全学的に「自己評価アンケート」を開始した。カリキュラムマップを元に、1 年次後期時点の全ての学習における自己評価と、2 年次後期の自己評価を 5 段階で表し、グラフ化した上で、学生が 1 年間を通して、自身の学習成果を視覚的に確認できるシステムとなっている。

令和 5 年度芸術科卒業生 89 名のうち 31 名が本学の専攻科に進学し、専攻科各専攻の入学者選抜において、短期大学課程における学習成果の獲得状況を把握している。

一方、これまで同窓生あるいは雇用者に対してもアンケート調査を試みてきたが、学習成果の獲得状況を測定できるデータを得るためには、現状課題となっている。本学の場合、一般企業への就職希望者は少なく新たな飛躍を求めて活動の場を次々と移すため、多くが音楽、演劇の道に進むためフリーランスも含めた調査となるためである。

令和元年度に学習成果の見直しとアセスメント・ポリシーを導入し、学習成果を量的・質的データに基づき、IR委員会で適切に評価し、公表している。

また、各専攻の教育課程の学習成果は、音楽専攻では定期演奏会と卒業・修了演奏会、演劇専攻では試演会（『劇上演実習A』）と卒業公演（『劇上演実習B』）によって、学内外に表明し、アンケート等によってフィードバックをしている。来場者のアンケート結果を学習成果のアセスメントに反映できるよう仕組みを工夫していきたい。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

本学では芸術科の卒業生の約3割（令和5年度30名）が本学専攻科に進学を決め、音楽専攻の卒業生の半数が社会人学生（定年退職者、主婦等）就職を目指さない生涯教育ということもあり、芸術科を卒業後就職、その他の進学先を希望する学生は約50名～60名、また芸術系短大という特色のため、卒業後は上記の半数以上がフリーランスの奏者、演者（俳優、演奏、音楽教室経営等）、もしくは業務委託としての音楽教室講師（楽器店）、劇団所属として活動しているが、昨今一般企業や、特に音楽専攻では教職免許を生かした児童関連の仕事に就職する学生も増えてきており、企業先への意見聴取は必須と考えている。引き続き本学卒業生の社会的評価を具体的に把握し、改善を図るために有効なものにしたい。

また、就職セミナー、ハローワーク、企業の人事担当者から、企業の求める人材・能力、業務内容の情報を聴取し、学科の教育内容が社会のニーズにあっているか、本学の教育方針である専門的学習成果、汎用的学習成果が、職場で発揮できるかについての検証も可能な限り継続していく。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

令和5年度授業評価アンケートの回答率は前期65.3%、後期55.5%であった。各授業担当者を通して引き続き回答率の向上を目指していきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

[根拠資料]

1. 2023 年度学生便覧・講義概要
 - ⑬Ⅰ. 教育課程 3. 学修の評価 pp. 11～12
 - ⑭2023 年度 行事予定 pp. 1～3
 - ⑰Ⅱ. 学生生活全般 5. 福利厚生 pp. 30～35
 - ⑱Ⅱ. 学生生活全般 2. 課外活動 pp. 27～28
 - ⑳Ⅱ. 学生生活全般 1. 学生生活 pp. 24～27
 - ㉑Ⅱ. 学生生活全般 6. 学内諸施設、機関の案内 pp. 36～39
 - ㉒Ⅲ. 卒業後の進路について 1. 企業への就職 p. 40
3. 本学公式ウェブサイト
4. 桐朋学園芸術短期大学学則
 - ⑦第 8 章 第 53 条
 - ⑨第 8 章 第 55 条
- 2 1. 令和 5 (2023) 年度 事業報告書

桐朋学園女子部門規程集

- 12 桐朋学園女子部門文書保存規程
- 13 桐朋学園芸術短期大学 図書・研究研修委員会規程
- 14 桐朋学園女子部門資産図書管理規程
- 15 桐朋学園女子部門資産図書除籍規程
- 16 桐朋学園女子部門情報関係委員会規程
- 17 桐朋学園芸術短期大学 学生・安全対策委員会規程
- 18 桐朋学園女子部門食堂・購買部委員会規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献

している。

- ②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を5段階で評価している。授業への取組み、課題の成果、試験の結果等により、学習成果の獲得状況を複数の観点から適切に把握している。

本学では、GPAを活用し、演劇教育・音楽教育の特殊性を考慮しつつ、量的・質的データとして学習成果を測定する仕組みの確立に努め、学習指導に役立てている。単位の実質化を図るために、キャップ制（各学期の履修登録単位数20単位まで。一部科目を除く）を設けているが、優れた成績を修めた者については履修登録の上限を2単位または4単位引き上げている。

「学生による授業評価アンケート」は、前期と後期に実施している。例年、アンケート結果に対する所見を教員がフィードバックし、授業改善に取り組んでいる。令和4年度は課題であった実施方法を見直し回答率も改善された。

授業担当者間の協力、意思の疎通、調整は、教務・入試委員会、専攻会議を中心に行っており、円滑な授業運営がなされている。例年4月に専攻別に非常勤講師説明会を開催し、教育課程や学事暦等について説明するとともに、出席者から各授業の現状・課題について意見を聴取しているが、令和4年度も前年度に続き新型コロナウイルス感染症の影響で授業運営に関する打ち合わせに留めた。

本学は小規模短大のため、日常的に、専任教員、研究室助手と非常勤教員の間で、授業内容や授業運営について情報共有をしやすい環境にある。

教員は、授業のほか、演奏会、発表会、試演会、卒業公演等の行事に立ち会い、教育

目的・目標の達成状況を把握・評価している。すべての専任教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行うことができる。演劇専攻では、前期末に全学生を対象に個別面談を実施しているが、両専攻とも必要に応じて随時、履修及び卒業に至る指導を行っている。

【事務職員】

短大教学課配属の事務職員は、年度当初の入学、ガイダンスから履修登録、授業管理、試験、成績管理、単位認定、そして年度末の進級、卒業に至るすべての教学面において関わり、学生を支援している。短大教学課は学生、教職員の窓口として様々な対応をしている。教学課窓口は各研究室助手と同様に、そうした学生の教務的、生活面の問い合わせが直接、数多く集まるので、個々の学生の情報を掌握することによって、学習の進捗状況や奨学金申請などの生活面の状況を認識し、教員と学生の間に入り、学習成果の獲得に大いに貢献していると言える。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染防止を期にバージョンアップした様々な業務、履修登録、学生・教員への「Google Classroom」での連絡方法、履修登録のWeb登録、修学支援制度をはじめとした奨学金申請の説明会などが定型として定着した。

また、教授会、短大運営委員会、教務・入試委員会、学生・安全対策委員会に担当の事務職員が出席し、教員と学生に関わる様々な情報を共有し、支援の効率化を図っている。

同様に「入試・広報」業務も、教員と緊密な連携をとり、教務・入試委員会において充実した広報活動を展開している。FD、SD研修会にも積極的に参加して課題の解決、研究に向け協働している。「カウンセラー・コミュニケーションサポート」の窓口として、担当教員と学生との連絡を担うようになって4年を経た。学生の学修成果に向け、両専攻教員、保健室、学生・安全対策委員会と連携して支援している。

なお、学生の成績記録については「桐朋学園文書保存規程」に基づき、適切に保管している。

【図書館】

本学の図書館は、小規模な学校として、学生には出来る限りきめ細やかな対応をするよう心がけている。専任司書2名と派遣司書5名（2名ずつ輪番制）を置いており、常に複数の職員がカウンターにいて、学生からの質問や要望に答えている。資料の選定については、演劇・音楽という芸術分野が専門のため、授業に役立つ戯曲や楽譜、視聴覚資料の収集に特に力を入れている。一般教養科目についても、毎年配布される講義概要をチェックし、参考書はすべてそろえている。

音楽専攻、演劇専攻ともに、授業の中で、図書館にあるすぐれた蔵書、資料を活用の指導をして、学生が授業と図書、視聴覚資料を総合的に学習に役立たせるような良好な学習環境を作り上げている。教職員もよく図書館を利用していることから館内の様子を

よく把握しており、利用している学生へのアドバイスなど、規模の小さな図書館のメリットを最大限に学生に還元している。

延滞督促や個々の連絡はメールで個人ごとに毎日行っている。開館日程やお知らせの確認、所蔵資料の検索、借りている資料の確認・貸出延長、希望資料の予約などは、図書館のHPを通じて学外から行える。また書架の整理や館内の清掃などをこまめにし、図書館を快適に利用できるよう努めている。

図書館長兼演劇専攻図書委員と音楽専攻図書委員、及び2名の司書により、毎月1回図書委員会を開催し、図書費の執行状況、選書、教員や学生からの購入リクエスト、開館スケジュール等を検討し、円滑で学生の利便性を上げる図書館運営を行っている。

(備付資料 女子部門規程集 13)

購入図書の選定システムは図書館長および図書委員会が「桐朋学園女子部門資産図書管理規程」に則り、選定、購入している。(備付資料 女子部門規程集 14) また廃棄システムは同様に「桐朋学園女子部門資産図書除籍規程」に則り、廃棄・抹消がなされている。(備付資料 女子部門規程集 15)

70,597冊、学術雑誌は50タイトル、楽譜は3,930冊、視聴覚資料としてはDVD・BD3,901点、CD3,866点(以上2024年3月31日現在)座席数約77席(視聴覚席12席を含む)である。音楽学部附属図書館の資料も相互に利用できる。

【情報環境】

桐朋学園女子部門が管理する情報機器及び視聴覚機材に関して必要な事項を協議・審議するために、女子部門内に情報関係委員会を設置されており、本学からも1名の委員を選出している。施設設備及び技術的資源に関する検討は、同委員会を中心に行われている。

学生がコンピューターを使用する授業は、中高部と共有の、イラストレーター、フォトショップなどのソフトが常備したコンピューター教室で行っている。

また、校舎のほぼすべての場所、図書館などでも、Wifiが利用できる。

旧館2階のロビーには、学生が自由に使用できるリースのコンピューターを4台設置している。令和5年度には機器のスペックを更新するため入れ替えをおこなった。使用に際しての注意等を集会や掲示等で告知している。学内のコンピューター整備は計画的に行われ、教職員は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用している。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の

- 選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
 - (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
 - (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
 - (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
 - (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
 - (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
 - (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援の方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学では、総合型入試、学校推薦型入試に合格した入学手続き者に対し、入学前指導を行っている。音楽専攻は、入学前に知っておくべき「楽典」の内容をテキストにまとめ、配布している。テキストに掲載した練習問題の添削、オープンキャンパスにおける「初心者のためのソルフェージュ講座」、冬期講習における楽典・聴音・ソルフェージュの受講等の入学前指導を通じて、入学後の学習に備えた基礎学力の獲得を促している。演劇専攻は、志願者に対し、7月に開催する「入学志望者のためのワークショップ」で模擬授業を体験することを勧めている。総合型入試と学校推薦型入試合格者には、2月までの毎月、専攻が指定する課題図書・課題作品の提出を求め、入学後の学習に備えた基礎学力の獲得を促している。

入学者に対しては、例年、入学式当日に学生生活・学生心得のガイダンスを実施している。このガイダンスでは、建学の精神、三つの方針を周知した上で、履修登録、オフィスアワー、図書館、保健室進路相談室、コミュニケーションサポート、学内施設・設備、奨学金制度、教育ローン、学生教育研究災害傷害保険制度等について、各担当者から詳細な説明を行っている。また、冊子「新入生へのメッセージ～充実したキャンパスライフを送るために～」を配布し、キャンパス・ハラスメントをはじめとする全てのハラスメント行為に対する注意喚起もしている。音楽専攻、演劇専攻共に、入学者の保証人を対象に保証人説明会を開き、2年間の学習の概要について説明を行っている。

教育課程ガイダンスは、前期開講前に各専攻学年別を実施し、「学生便覧・講義概要」を用い、学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択について説明をしている。「学生便覧・講義概要」のシラバスには、「授業の到達目標」

「授業計画」「成績評価」の基準、「授業時間外の学習」等を記載し、学習成果の獲得にむけた指針を示している。

音楽専攻の実技の個人レッスンでは、教員は学生のレベルに応じた対応が可能である。しかし、その他の科目では、学生間の音楽の基礎知識に差があるため、必要に応じて補習等を行っている。また、1年次前期に「音楽理論基礎」を置き、必ず理解しておかなければならない「楽典」を初歩から講義している。

演劇専攻では、1年次に2回の演技発表会（令和5年度は6月・12月）が行われる。発表にむけて1か月間の自主稽古を重ねることで、基礎学力、基礎体力、協調性を養っていくが、これが実質上の補習の機能を果たしている。

専任教員は、原則週1回のオフィスアワーを設けているが、学生の学習の悩みや相談には随時応じ、適切な指導・助言を行っている。また、非常勤教員も、個人レッスンや授業において、学生の学習の悩みや相談に応じている。演劇専攻では、後期開講前の9月に全学生の個人面談を実施し、学習成果の獲得にむけた指導・助言に努めている。

本学は、通信による教育を行う課程を有しない。

進度の早い学生や優秀な学生は、いずれの専攻においても、演奏会、発表会、試演会、卒業公演等で中心的な役割を担うことが多い。音楽専攻の定期演奏会や卒業演奏会の出演者は、オーディションで選抜される。なお、演劇専攻では、世界演劇教育連盟（WTEA）、国際演劇協会アジアパシフィック支部（APB）、アジア演劇教育センター（ATEC）等の学生演劇フェスティバルの際にオーディションで参加者を選抜している。

本学は、学則第53条で外国人留学生の受け入れを定めている。令和5年度は中国からの留学生1名が専攻科音楽専攻に在籍していた。ただし一部の外国語科目を除く、すべての授業が日本語で行われるため、留学生を受け入れた例は多くはない。

また、2月の教務入試委員会において、卒業・進級にむけて、全学生の単位修得状況を確認している。量的・質的データに基づき、学習成果の獲得状況に問題がある場合は、必要に応じて個別面談等を行い、学習支援の方策を講じている。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生部長が委員長を務める学生・安全対策委員会は月1回開催され、委員として出席する音楽専攻、演劇専攻の各教員や、教学課員、保健室養護教員より様々な問題が提起される。ここで話し合われた事項は、速やかに運営委員会、教授会などにおいて学内で共有される。

音楽専攻は学生会、演劇専攻は自治会が活動している。通常の学生会、自治会役員と学生部担当教員のミーティング等もオンラインを併用し適宜、行っている。桐朋祭（学園祭）をはじめ、様々な学校行事に関わる相談や、学生間の問題などに素早く対応するよう心がけている。

学生主導である学園祭、新入生歓迎行事、クリスマス会、卒業関係行事に際し、学生生活補助費からの補助金（年間約200万円）が支出される。また活動の場として学生会室・自治会室の供与、各種掲示版等の使用の許可、学生会・自治会役員会議での指導等々を実施している。学生会費・自治会費は学園により徴収・管理を代行しており、会計担当学生との連携によって会費の適正な執行をしていることも指導の一つである。なお、各専攻の学生委員は、可能な限り学生会・自治会役員からの相談に乗り、必要な場合には学生・安全対策委員会への問題提起することで、さまざまな問題に対応している。

「桐朋祭」は、音楽専攻（学生会）と演劇専攻（自治会）で、令和5年度も前年に続いて、9月に演劇専攻が学内で、3月に音楽専攻が「三鷹市芸術文化センター風のホール」にて学生による自主公演を、それぞれ開催した。

学生食堂は、160名を収容し、昼食時間後も21時まで開放し学生が集う場となっている。食堂のメニューについてはアンケート等もとりながら、可能な限りの改善を図るべく対応している。購買部では文具のほかパンの販売も行っている。また、必要に応じて女子部門食堂・購買部委員会が開催され、販売物の価格等の点検などを行なっている。

学生寮は設置していない。宿舎については斡旋の体制はなく、個人での対応となっているが、オープンキャンパスでは、受験生向けに、提携の学生会館や不動産業者を依頼し説明会を行っている。

本学は京王線仙川駅から徒歩5分ほど、小田急バス停前といった好立地に位置している

ため、特に通学バスの運行を必要としていない。駅からキャンパスまでも商店街が続き日中に限らず人通りも多く、安全は環境といえる。本学では、電車やバス等の公共交通機関による通学を原則としている（学生のための駐車場は設置していない）が、やむをえず自転車やオートバイで通学する場合は、「使用許可願」を提出させ許可を得て、短大指定の駐輪場に駐車することになっている。

奨学金等、学生への経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金について年度始めに教学課学生部担当職員が、書類作成、手続きまでのきめ細かい説明を行なっている。

令和5年度の日本学生支援機構の奨学生は、以下のとおりである。

種別	第一種	第二種	第一種 第二種併用	給付(就学支援)型	計
	22名	31名	11名	38名(延べ人数) (前期35名・後期32名)	102名

本学独自の奨学金制度として、有志の寄付を財源に、成績優秀にして、本学在学中に経済的困窮に陥った者への援助を目的とした「桐朋演劇奨学会奨学金」および「桐朋音楽奨学会奨学金」がある。演劇専攻は芸術科の2年生・専攻科演劇専攻学生を対象とし、授業料の半額相当額を給付する。令和5年度は前後期合わせて5名を奨学生として採用した。音楽専攻は、全学生を対象とし、授業料半期の半額相当額を給付する。令和5年度は前後期合わせて3名を奨学生として採用した。

外部奨学金としては「財団法人福島育英会」（都内在住の音楽関係大学、短期大学在学学生を対象とする給付型奨学金）のほかに、「ホリプロ文化芸能財団」、「守谷育英会」「富山文化財団」がある。令和5年度年度採用実績としては、守谷育英会1名、富山文化財団奨学生1名が採用された。

学生の健康管理については、毎年4月のガイダンス時に健康診断を実施している。検査項目は、胸部レントゲン・尿検査・血液検査・内科検診・身体測定。保健室では、常時養護教員が対応している。また、定期的に「短大保健室通信」を発行している。週に4日、予約制でスクールカウンセラー（臨床心理士）との面談日を設けている。また、必要に応じて本学理事のもとにスクールカウンセラー委員会を開催し、学園を横断した情報を共有し素早い対応に努めている。また、令和5年度も引き続きコミュニケーションに不安を持つ学生の相談役として「コミュニケーションサポート担当員」を配置した。「臨床発達心理士」の資格をもつ教員がこれに当たっている。

既往症・体質・保険証など、学生生活を送る上で必要な情報として「学生健康調査カード」を記入提出させている。「個人情報保護法」により、取り扱いについては保健担当教員が注意を払い、既往症などを各専攻、学生・安全対策委員会を中心に共有すべき情報もあるので、提出を促している。

キャンパスハラスメントについては、入学時の新入生全体ガイダンスにおいて、この間

題への関心を促す努力と対処方法の指導を実施している。

学生生活に関する学生の意見や要望は、演劇専攻月1回の全体集会の際にその聞き取りに努めている。音楽研究室の前には「目安箱」を置き、皆の前では言いにくいことなども文書で提出できるようにしている。今年度も「学生生活満足度調査」を実施し、学生からの忌憚のない意見を聴取し、その結果を短・中期的に学校運営に取り入れている。留学生に対して、特別に学習・生活を支援する対策は整えていないが、日々、教職員が個々にサポートする対応を取っている。

本学音楽専攻は「高校卒業後4年を経過したもの」を対象に社会人入試を実施している。他大学を卒業している者も多く、すでに芸術の現場で実際に様々な活動をしている社会人もおり、特段の支援の必要を感じていないが、専門分野（ソルフェージュ、楽典等）の授業においては学生個々の理解度に応じて担当教員が補講または個別指導を行うなどをして、習熟度達成のための支援を行っている。音楽専攻の定員の約半数が社会人学生として在籍する現状から、平成27年度より長期履修制度を設けている。これによって、社会人の学生は仕事や子育てをしながら、3年間かけて学ぶことが可能となった。令和5年度は10名の長期履修生が卒業した。

学生の地域活動、地域貢献、ボランティア活動は、短期大学の多忙なカリキュラムにもかかわらず、大変活発に行われている。地域活動としては、仙川おらは祭におけるパフォーマンスや演奏、調布市せんがわ劇場のサンデー・マティネ・コンサート、神代植物公園での屋外コンサートのほか、学校、東部公民館、福祉施設、保育園等における訪問コンサートが挙げられる。演劇専攻の有志学生によるダンス・パフォーマンス「桜華乱舞」は、例年、調布市の成人式に招かれている。本学はそのような学生の社会的活動を大いに評価している。

また、音楽専攻には「アウトリーチ」の授業が体系的に置かれ、学生がグループを組みプログラミングをし、近隣の幼稚園や小学校などで発表の機会を持ち、単位認定につながっている。福島県南会津町での小学校アウトリーチ、調布市特別支援学校、調布市たづくり小さな音楽会、学童、保育園などのアウトリーチコンサートを実施した。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の就職支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学・留学に対する支援を行っている。

本学では、進路相談室が就職についての学生支援を取り扱い、就職活動に関する指導、相談、情報提供および斡旋、紹介等を行っている。

進路相談室には、専門の進路相談員を配し、一般企業への就職を希望する学生を対象に、エントリーシート、履歴書の書き方、面接の仕方等を具体的に指導し、企業選択のアドバイスも行っている。進路相談室には、就職試験のための各種資料（一般常識ドリル、就職基礎ドリル等）を揃え、希望者には自由に使えるよう便宜を図っている。SPI 試験については、積極的に受験できる対応を工夫している。ハローワークと提携して、少なくとも月1回、専門の就職指導員による就職支援を行っている。音楽専攻は教職課程を持ち、中学校教育職員免許状2種（音楽）の取得が可能であり、毎年10名程度の学生が教員免許を取得している。令和5年度は8名の学生が教員免許を取得した。教員免許の取得者の多くが、中学校、小学校、養護学校の教員、音楽教室等の指導者となっている。また、音楽専攻の学生に対しては、ヤマハ、河合楽器等の大手楽器店の説明会を開催し、就職後に有利なグレード取得などを呼び掛けている。

本学は、芸術系短大のため、一般企業への就職を希望する学生は少なく、演奏家、俳優、声優、演出家、ダンサー、舞台スタッフ、音楽指導者等、進路は多岐にわたっている。（根拠資料1②④）表現活動をめざす学生には、各専攻の教員がそれぞれの専門の立場で助言・指導をしている。また、演劇専攻の進路講座では、オーディションを受ける際の履歴書の書き方やメイクの仕方等についても指導している。

このように、本学の進路については、進学率や就職率だけでは測りきれない面がある。そのため、フリーランスも含めた「進路決定率」をもって、学習成果を測定することを検討している。今後、組織的な支援体制を構築し、進路決定率をさらに高めていきたい。

進学・編入学については、進路相談室と各専攻の教員が情報提供と指導を行っている。進学については、本学の専攻科を希望する者が最も多く、令和5年度は音楽専攻11名、演劇専攻19名の卒業生が専攻科に進んだ。音楽専攻では、同一法人内の桐朋学園大学や他大学に編入を希望する学生に対しては、編入試験のための補講などを行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援 の課題>

近年本学において、学生の退学者が増加しつつある主な退学理由は、進路変更、経済的理由、健康上の事由等が挙げられるが、これらを積極的退学(就職、学外出演、他大学受験等)、消極的退学、特に消極的理由で退学を希望する学生については、学生部として短大スクールカウンセラー、養護教諭等とも連携をより細やかなケアをしていける環境を整えていきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援 の特記事項>

就職支援会社（株式会社ジールキャリア）との提携をして、ハローワークからは定期的に専門の就職指導員が来校し学生の就職相談指導を引き続き行った。今後も更なる就職支

援の拡充に努めたい。

<テーマ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に、「向上・充実のための課題」として、以下の点が指摘され、改善を進めた。

前回の認証評価を経て、シラバス記載が大幅に改善された。学生にとってより履修の目安や成績評価の指標となるよう「成績評価の方法・基準」において各項目の配分（パーセント）を明示するなど、引き続き改善が望まれる。

<改善計画の実施状況>

上記の指摘を受け、令和2（2021）年度のシラバスでは、「成績評価の方法・基準」において各項目の配分（パーセント）を明示した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の場合、イベント参加者の出願率が高い傾向があるので、オープンキャンパス、ワークショップ等への参加者を増やす方策として、既存のイベント以外にあらたな講座の開設などを考えていきたい。また、高校訪問でも本学の芸術教育の一端を体験できるようなプログラムのアップデートを検討していきたい。

基準Ⅲ 教育資源と財的支援

【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】

〈根拠資料〉

2. 大学案内（2023年）
 - ⑧教員紹介（音楽専攻） pp. 36～37
 - ⑨教員紹介（演劇専攻） pp. 20～21
3. 本学公式ウェブサイト
4. 桐朋学園芸術短期大学学則
- 2 1. 2023（令和5）年度学校法人桐朋学園事業報告書

桐朋学園女子部門規程集

- 2 学校法人桐朋学園個人情報保護方針
 - 5 桐朋学園芸術短期大学専任教員任用・昇任規程
 - 8 桐朋学園芸術短期大学特任教員に関する規程
 - 7 桐朋学園芸術短期大学非常勤講師就業規則
 - 9 桐朋学園芸術短期大学指導助手規程
 - 10 桐朋学園芸術短期大学教授会規程
 - 20 桐朋学園芸術短期大学専任教員任用・昇任選考基準
 - 21 桐朋学園芸術短期大学助演者規程
 - 22 桐朋学園芸術短期大学における公的研究費等補助金取扱い規程
 - 23 桐朋学園女子部門研究研修規程
 - 24 短大の専任教員の勤務及び給与に関する学長示達
 - 25 桐朋学園女子部門出張規程
 - 26 桐朋学園芸術短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
 - 27 桐朋学園事務局スタッフ・ディベロップメント委員会規程
 - 28 桐朋学園女子部門就業規則
 - 48 桐朋学園芸術短期大学常勤講師規程
 - 49 消防計画書
 - 50 大規模地震警戒宣言に伴う対応措置
-
- 2 9. 専任教員の個人調書
 - 3 0. 専任教員の教育研究業績書
 - 3 1. 非常勤教員一覧表

- 3 2. 研究紀要
- 3 4. 教員の年齢構成表
- 3 5. 専任教員の研究活動状況表
- 3 6. 外部研究資金の獲得状況一覧表
- 3 7. 教員以外の専任職員の一覧表
- 3 8. ファカルティ・デベロップ活動の資料
 - ①FD 委員会議事録
 - ②FD 研修会資料「音楽学校における新型コロナウイルス対策」
 - ③後期授業評価アンケートフィードバックシート
- 3 9. スタッフ・デベロップメント活動の資料
- 5 9. 令和4年度教授会議事録
 - ⑥4月定例教授会議事録
- 6 5. 令和3年度職員会議議事録
- 7 5. 実務経験のある教員一覧
- 7 7. 人事委員会報告書
- 7 9. 環太平洋地域の演劇実践系大学連携による包括的カリキュラム研究
- 8 0. 教員の研究活動に関する資料（音楽専攻）
- 8 1. 教員の研究活動に関する資料（演劇専攻）

[区分 基準Ⅲ-A-1

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、専攻規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学は、短期大学設置基準第20条、第21条、第22条に応じて、教員組織を編成している。令和2年度の教員組織は、音楽専攻・演劇専攻のカリキュラム・ポリシーに基づいて整備されており、演劇専攻7名、音楽専攻5名、短大共通3名をもって、短大設置基準を充足している。専任教員には、教授、准教授、講師の職位を設けている。専任教員に含まれる特任教員（任期付き専任教員）は、特任教員規程の第1条にあるように、授業・研究指導に加えて「特定の業務」を担っている。（根拠資料⑳㉑ 4⑩ 備付資料 女子部門規程集8 10）

専任教員の職位は、真正な学位、研究上の業績、教育実績、芸術上の優れた業績などの評価によるもので、短期大学設置基準の規程を充足しており、ホームページや大学案内にプロフィールを、事業報告書に当該年度の研究業績を掲載している。

本学では、教育の特質に適した有為な人材を確保することを目的に、平成25（2013）年度に常勤講師制度（任期付き）を導入した。職務の内容は原則として専任に準じている。（備付資料 女子部門規程集48）

本学は、カリキュラム・ポリシーに従ってカリキュラムを編成し、専任教員が主要科目を担当している。演劇専攻では『劇上演実習』『演劇演習』『演劇史』など、音楽専攻では『第一実技』『演奏解釈』『室内楽』『アンサンブル』『S. H. M.』などが主要授業科目に該当する。教育活動の実施にあたっては、各専攻に責任者として主任を置き、そのもとに専門領域の専任教員と非常勤講師を配し、組織的な連携体制をとっている。

非常勤職員は「桐朋学園芸術短期大学非常勤講師就業規則」に基づいて、教授会で審議の上、専門領域に実績を有する人材を採用している。

さらに、各専攻の実技科目や実習については、伴奏員、演奏員、アンサンブル指導者、助演者など、授業を補助する人材を配置している。一部の実技系科目にはレッスン・アシスタント（LA）を配置することで、授業時間外の学習の充実を図っている。（女子部門規程集9 21）

専任教員の任用・昇任に関しては、「桐朋学園芸術短期大学専任教員任用・昇任規程」および「桐朋学園芸術短期大学専任教員任用・昇任選考基準」に則り、人事委員会を組織し、厳正な審査、選考を行っている。（女子部門規程集5 20）

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。

- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員が研究、研修を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

本学は、演劇、音楽を専門とする芸術分野の単科短期大学であり、多くの専任教員が演出、劇作、演奏、作曲、研究活動などで、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づく成果をあげている。それらの業績は、公演や出版を通じて公開されている。芸術分野の単科短期大学のため、科学研究費補助金の対象になる研究はあまりない。公募型の研究資金については「桐朋学園芸術短期大学における公的研究費等補助金取扱い規程」に則り、管理・運営する。（女子部門規程集 22）

なお、研究者（教員）の研究活動における責務、倫理、手続き等については「研究倫理規程」「同規範」「同委員会規程」により定められている。

また、本学の専任教員の研究活動に関しては、「桐朋学園女子部門研究研修規程」により整備され、自主的な研究研修を第1種研究（1年以内の勤務免除で国内外の育機関などでの研究活動）、第2種研究（国際会議出席など勤務に服したまま継続して行う自主研究）、第3種研究（研究会、研修会、講習会、学会などへの自主的な出席参加）に分け、その補助基準にしたがって研究経費が補助されている。各種自主研究の申請・報告の査定は、図書・研究研修委員会が行う。（女子部門規程集 23）

また、同委員会は桐朋学園芸術短期大学紀要を編纂し、専任教員ならびに非常勤教員の論文などをホームページ上で公表している。また短期大学図書館が桐朋学園大学音楽学部と協力して、短期大学図書館においても機関リポジトリを令和3年度より運営している。

専任教員の研究日については、「短大の専任教員の勤務及び給与に関する学長示達」に定められており、1週2日を原則とする。（女子部門規程集 24）専任教員の留学に関しては「桐朋学園女子部門研究研修規程（第1種研究）」を適用するが、海外派遣、国際会議出席などについては、その内容に応じて「桐朋学園女子部門研究研修規程（第2種研究・第3種研究）」または「桐朋学園女子部門出張規程」を適用している。（女子部門規程集 23 25）

FD活動に関しては、「桐朋学園芸術短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会

規程」に則り実施されている。(女子部門規程集 26)

令和 5 年度は 6 月に、syuz' gen 代表社員、上級ハラスメント対策アドバイザーの植松侑子氏を講師に「ハラスメントについて」を、12 月に舞台芸術制作者の古本道弘氏を講師に「安全・安心で自由な指導のために」を、それぞれテーマにご教示いただき研修した。

専任教員は、教務関係・入試関係・学生生活関係の事項については主に教学課、教育環境に関する事項については図書館や総務課、就職関係の事項については進路相談室、健康管理に関する事項については保健室等と連携し、学生の学習成果の獲得が向上するように努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている
- (4) 事務関係諸規定を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①事務職員(専門的職員等を含む)は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 専任事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

令和 5 年度女子部門事務局に所属する専任事務職員の総数は産育休者等を除き、事務局長以下、局長付(1名)、総務課(4名)、経理課(3名)、学務課(3名)、短大教学課(4名)の15名である。事務室は3号館(高校校舎)1階の一角に位置しているが、学校行事や入学試験、学籍管理など児童・生徒・学生と密接に関わる部署である学務課(高校以下の各学校を担当)と短大教学課については、より教育現場に近い場所で執務を行っている。

短大教学課は、教務部長、学生部長及び図書館長ならびに専攻主任と連携し、各研究室助手とも密接に連絡を取りながら、教学・学事面における一切の事務を行っている。短大教学課は、専任4名の他に派遣職員2名(10月から1名)、定時職員1名と継続雇用職員1名の8(7)名それぞれが各分担のもとに業務を進めた。

事務局各課室の責任者である課長が所管事務を統括し、「課長会議」を通して事務局全体

での情報の共有を図り、学園を取り巻く様々な課題について議論を重ねている。その内容を事務局共有のネットワークで報告されている。重要な案件については、月1回の「事務職員会議」（専任事務職員全員と短大図書館司書2名、オブザーバーとして女子部門理事2名も議題によって出席する）の議題として、さらに詳細な説明が行われ、審議・検討を求められることとなる。このような過程を通じて、短大教学課が得た情報が（課員は、教務・入試委員会、学生・安全対策委員会の正規構成員となっているので、そこで得た情報も含め）広く事務組織全体で共有される。結果として、短期大学の学習成果の向上の取り組みを支援することにつながっている。

グループウェアも当初のスケジュール管理から、学内に向けての情報発信にもさらに活用が進んでいる。また「学校法人桐朋学園個人情報保護方針」に基づき、情報関係委員会により、情報セキュリティ対策、私用パソコン・USBメモリの管理の徹底等、個人情報保護の規程は整備されている。

防災対策については、「消防計画書」「大規模地震警戒宣言に伴う対応措置」を定め非常時に備えている。女子部門に防災を担当する保安委員会が組織化され、事務局からも委員が選出されている。学校単位での避難訓練（年1～2回）、主に新人教職員対象の消防設備説明会の実施など、仙川キャンパス全体の防災対策について音楽部門とも連絡確認をとっている。

事務職員のSD活動は、短大FD活動と連携して令和5年度は、6月に上級ハラスメント対策アドバイザーの植松侑子氏を講師に「ハラスメントについて」をテーマに職場における事例について研修した。

[区分 基準Ⅲ-A-4

労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労働管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

桐朋学園は、財務的に独立した部門制をとっており、教職員の就業についての規程は部門ごとに定められ、法人共通の規程とはなっていない。女子部門においては「桐朋学園女子部門就業規則」を始めとする諸規定が整備されている。（女子部門規程集 28）

主要な規程の改訂にあたっては、各種会議や連絡会の報告をとおして、また「理事・事務局長情報」（不定期刊・全専任教職員に配付）などの学内配付資料で周知、共有が図られる。

教職員の就業に関しては、労働協約、就業規則を基本として、採用、退職、給与、勤務

時間等はすべて規程化・内規化されており、「勤怠管理システム」の運用などに基づき適正に管理されている。職員の超過勤務に関しては予め所属長の決裁を得た上で実施することを原則とし、「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結して勤務時間を適正に管理している。なお、短期大学の教職員に関しては、インターネット上のグループウェア（デスクネット）でスケジュール管理、共有を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源 の課題>

内部質保証のために教学マネジメントの専門的な支援スタッフや IR 業務を行う部署等が必要であることは認識している。現有の人的資源を活用し、内部質保証のための体制を構築する方向で検証している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源 の特記事項>

特になし

【テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源】

〈根拠資料〉

1. 2023 年度学生便覧・講義概要

④台風・大雪等の悪天候による交通機関の乱れ、また大地震における対応 p. 299

⑤Ⅱ. 学生生活全般 3. 証明書・諸届 pp. 28～30

⑥仙川キャンパス校舎配置図 p. 295

⑦短大校舎教室配置図 pp. 296～298

3. 本学公式ウェブサイト

2 1. 令和 5（2023）年度 学校法人桐朋学園事業報告書

[根拠資料]

3. 学外ウェブサイト

④www.toho-gakuen.com/pdf/kankyuu.pdf

（「地球温暖化対策」についての、桐朋学園の取り組みについて 桐朋学園環境自主行動計画（要綱）

桐朋学園女子部門規程集

14 桐朋学園女子部門資産図書管理規程

15 桐朋学園女子部門資産図書除籍規程

29 桐朋学園女子部門備品の取得・管理等に関する内規

30 桐朋学園女子部門保安委員会規程

31 桐朋学園女子部門防災対策会議要項

32 学校法人桐朋学園保安委員会・保安連絡協議会設置規則

学校法人桐朋学園規程集

3 学校法人桐朋学園資産取得規程

4 学校法人桐朋学園固定資産及び物品管理規程

5 学校法人桐朋学園資産除却規程

6 学校法人桐朋学園経理規程

59. 令和 2 年度教授会議事録

④11 月定例教授会議事録

⑤12 月臨時教授会議事録

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

（2）適切な面積の運動場を有している。

- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が十分である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学の校地面積、校舎面積とも短期大学設置基準を充足している。また、運動場、体育館も同じキャンパス内に設置している高校以下の学校との共有ではあるが、適切な面積を有している。

短大校舎は旧館が築50年以上、新館が築40年以上になり、老朽化が年々進行している。平成22年度に耐震補強工事を実施し、安全性は確保しているものの、障がい者への対応は不十分である。現在、建築準備委員会で検討中の大規模改修の際には、バリアフリー化を実現したい。なお、仙川キャンパス内では、ポロニアホールに身障者用リフト、ポロニア館にエレベーターを設置し、本館事務局周辺の導線を整備している。

芸術系の単科短大である本学では各専攻のカリキュラム・ポリシーに基づいて、普通授業のための講義室・演習室の他に、主に音楽専攻が使用するレッスン室・練習室が計15室あり、演劇専攻には、実習室（小劇場、スペース桐朋、ライブスタジオを含む）7室と作業室、6つの更衣室（楽屋）がある。令和2年2月に新・第4実習室が完成し、令和2年度より実技・実習科目で使用している。

大人数の授業や講演会、演奏会などは大教室（2102）やポロニアホール（女子部門全学校の使用に供する施設、約380名収容）で行われている。なお、入学式、卒業式などの式典もこのポロニアホールで催行している。

本学は、各専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて、授業を行うための機器・備品を整備している。ピアノは、各教室、実習室（ライブスタジオおよびスペース桐朋を除く）、レッスン室、練習室に設置している。また各教室にはAV機器がある。

音楽専攻は、ピアノのほか、チェンバロ、ビオラ、ピッコロ、A管クラリネット、アル

トフルート、三味線、箏、ギター、MIDIキーボード等を所有している。

演劇専攻は、小劇場やスペース桐朋、ライブスタジオに照明・音響の設備、第2実習室に『日舞』『狂言』の授業のための所作台、第1実習室に、『クラシックバレエ』などの授業のために、鏡とバーを常設している。また、収納設備としては、大道具倉庫があり、令和2年度に改修した。倉庫内には演劇専攻の実習に使用する備品などを保管している。演劇専攻の授業に使用する備品などは機材室に保管している。衣装倉庫は第4実習室に併設され、劇上演実習等で使われた衣装、小道具等を保管している。

本学の図書館は、蔵書数は70,597冊、学術雑誌は50タイトル、楽譜は3,930冊、視聴覚資料としてはDVD・BD3,901点、CD3,866点（以上2024年3月31日現在）座席数約77席（視聴覚席12席を含む）である。図書館には2名の専任司書の他に、5名の派遣司書（2名ずつ輪番制）を配置して対応している。購入図書を選定システムは図書館長および図書委員会が「桐朋学園芸術短期大学図書館資料収集・管理規程」に則り、選定、購入している。また廃棄システムは同様に「桐朋学園芸術短期大学資産図書除籍規程」に則り、廃棄・抹消がなされている。

女子部門の共用施設として体育センターがあり、適切な面積の体育館を有している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品及び貯蔵品）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

本学の備品・消耗品などの物品の取得・管理については「学校法人桐朋学園資産取得規程」「学校法人桐朋学園固定資産及び物品管理規程」および「桐朋学園女子部門備品の取得・管理等に関する内規」を整備している。その他除却については「学校法人桐朋学園資産除却規程」を整備している。

本学の経理処理については、「学校法人桐朋学園経理規程」に則り、当然「学校法人会計基準」に従い担当部署が行っている。なお、施設設備、物品の維持管理については、それぞれの諸規程に従い担当部署が行っている。

本学の火災・地震対策、防災対策については、女子部門（本学と、桐朋幼稚園、桐朋小学校、桐朋女子中学・高等学校）で学校横断的に組織されている保安委員会を中心となり、

諸規則の整備、様々な定期的な点検・訓練を行っている。さらに東日本大震災以後、防災用品・備品および非常用食糧などの充実を図っている。火災・地震については、女子部門の他校との連携のもと、避難マニュアルを整備している。平成24年9月より、「緊急時安否確認システム」を導入し、全教職員、全学生の登録を義務付けている。

現在、学生・安全対策委員会において新たな安否確認システムを検討中であり、令和5年度中に導入予定である。

例年は、火災・地震対策のために、春に避難訓練を実施している。6月には、保安委員会が中心となり、特に新人教職員向けに非常用放送設備の使用法確認や、消火器、消火栓の使用法訓練を行っている。

防災用品については、令和5年度、懸案だった期限切れの用品等を入れ替え、収納場所も整備した。

防犯対策としては、開門時から閉門時まで校門に警備員を配置し、学生、教職員一人ひとりのIDカードの確認を行い、またすべての来校者は入構証をつけることを義務付けている。不審者対策として短大校舎入口に防犯カメラを設置している。(根拠資料1②5)

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源 の課題>

東京都受動喫煙防止条例全面施行に伴い、短大新館2階テラスに仮設していた屋外喫煙場所を、吸殻の投げ捨てなど防火上問題が解決しないこともあり、全面的に短大内を禁煙とした。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源 の特記事項>

特になし

【テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源】

(根拠資料)

1. 2023年度学生便覧・講義概要
②Ⅱ. 学生生活全般 5. 福利厚生 pp. 30～35.
3. 本学ホームページ

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

本学は、各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、学習成果を獲得させるための技術的資源の整備に努めている。実習室、レッスン室、練習室は、使用頻度が極めて高い。同様に、ピアノなどの楽器、照明機材、音響機材、工具などの備品も消耗が激しく、定期的に点検・修理をしなければならない。夏季休業・冬季休業前に行う大掃除では、各専攻の実習室、レッスン室などを清掃し、専門業者の支援のもと、備品の点検・修理を実施しており、保守管理に対する学生の意識を高める上でも大切な行事になっている。

演劇専攻では、舞台美術、照明、音響の専門家に保守管理を業務委託し、技術的なトラブルに即応性をもって対応している。また、平台、箱馬、照明機材等消耗の激しいものは、毎年、数台を新規購入し、夏と冬2回の大掃除の際に老朽化したものから処分しており、機材の定期的な更新を行っている。

情報環境については、女子部門情報関係委員会を中心に環境整備が進んでいる。同委員会は「情報関係委員会規程」（女子部門規程集16）に基づき、「情報機器、視聴覚機材の維持管理に関する事項」「情報機器、視聴覚機材の予算に関する事項」等を協議・審議している。

また、本学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、例年1月に翌年度の物件費予算案を策定している。「桐朋学園女子部門物件費予算委員会規程」に則り、翌年度の物件費予算は女子部門物件費予算委員会において審議決定する。

女子部門では例年10月に備品監査を実施し、技術的資源が適正に管理・活用されているかを確認している。（女子部門規程集38）

学内のコンピュータ整備は計画的に行われ、教職員は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用している。

学習支援の観点から、空き時間などに学生が自由に使用できるよう、短大旧館2階には

コンピュータを4台設置している。

短大校舎内の教室では、テレビにPCを接続することができ、情報技術を活用した授業を可能にしている。また令和2年度に全校舎の主だった場所にWi-Fi環境を整備し、オンライン授業の環境を整えた。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

短大旧館2階にはコンピュータを学生向け4台設置している。スペックの向上も含め、令和5年度に新しい機器の入れ替えを完了した。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

【テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源】

〈根拠資料〉

- 本学公式ウェブサイト <https://college.toho.ac.jp/guide/information/>
 - 計算書類等の概要（過去3年間）
- 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式1〕
- 事業活動収支計算書の概要〔書式2〕
- 貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式3〕
- 財務状況調べ〔書式4〕
 - 計算書類（決算書）の該当部分（過去3年間）
- 令和4年(2022)度事業報告書
- 令和4年(2022)度桐朋学園当初予算書
- 資金収支計算書・資金収支内訳表
- 活動区分資金収支計算書
- 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
- 人件費内訳表
- 貸借対照表、同注記
- 固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表、財産目録
- 学校法人桐朋学園中期計画（2022～2026年）
- 学校法人桐朋学園女子部門規程集
 - 29 桐朋学園女子部門備品の取得・管理等に関する内規
- 学校法人桐朋学園規程集
 - 33 学校法人桐朋学園固定資産取得規程
 - 34 同固定資産及び物品管理規程
 - 36 学校法人桐朋学園経理規程
 - 51 桐朋学園女子部門予算案編成内規
 - 52 同物件費予算案編成内規
 - 53 同物件費予算施行内規

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

- ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦資金運用規程を整備するなど、資金運用が適切である。
- ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

(1) 計算書類に基づく、財的資源の把握・分析

資金収支計算書を法人全体でとらえてみると、財務的には概ね安定した状態で推移していると言える。翌年度繰越支払資金は、令和3年度は37億2千万円、令和4年度は35億4千万円、令和5年度は34億5千万円であった。

ただし、活動区分別資金収支計算書における教育活動資金収支差額比率は、令和3年度が9.49%（収支差額約7億8千万円）であったのに対し、令和4年度は4.62%（同約3億8千万円）、令和5年度は同約1億7千万円）と、3か年ともプラスになっているものの、日本私立学校振興・共済事業団の『自己診断チェックリスト』で求める“20%以上”には程遠い状況が続いている。

事業活動収支計算書の基本金組入前当年度収支差額は、令和3年度が約1億3千万円のマイナス、令和4年度は多少持ち直して約1億円のマイナスであったが、令和5年度は約3億9千万のマイナスと収支状況が大きく悪化した。

法人全体の特別収支を除いた経常収支差額比率を見ると、令和3年度は△3.60%、令和4年度は△3.17%、令和5年度は△5.25%と3年続けてマイナスとなっている。コロナ以降、特に大学・短大は学生確保に苦戦を強いられており、学生生徒等納付金の減少が収支に影響をもたらしている。

貸借対照表上の資産総額は、令和4年度末の約280億5千万円から令和5年度末は272億7千万円と約7億8千万円減少した。有形固定資産は総額で約6億6千万円の減少、うち建物が減価償却額の増加により約5億2千万円減少した。特定資産は退職給与引当特定資産の取り崩しにより4千万円の減少、流動資産は約7千万円の減少となった。

負債総額は令和5年度末は約59億5千万円となり、前年度から約4億円減少した。これは校舎建築に伴う借入金の返済が進んだことと、退職給与引当金、前受金の減少などが要因として挙げられる。

基本金は前年度末から約2億8千万円増加して317億6千万円、翌年度繰越収支差額は約6億7千万円減少して△104億4千万円となった。

法人の経営状態に関して、日本私立学校振興・共済事業団の『定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）』の経営判断指標に照らしてみると、昨年度と同じの「B0（イエローゾーンの予備的段階）」となった。これは昨年度同様、経常収支差額が「3か年のうち2か年以上赤字である」という条件をクリアできなかったことによる。「コロナ」という特殊要因の影響が残っているとはいえ「コロナ」以前の収支も楽観できる状況ではなかった。現状を分析し、一層の経営改善に向けて、どのような方策が求められるのか改めて検討が必要である。

人件費比率については3か年とも60%台後半とやや高い水準となっている。法人の特徴として人件費比率が高い傾向のある高校以下の学校規模が相対に大きく、大学・短期大学も個人指導に重点を置く芸術系の単科大学であることから、望ましいとされる50%未満を達成することはかなりの困難を伴うものと考えられる。

退職給与引当金は期末要支給額の100%を引き当てている。

資産運用については法人全体の経理規程及びその実施細則のもと、「元本が保証されている安全な有価証券及び預貯金等」を対象とした運用がなされている。

法人全体の経常収入に占める教育研究経費の割合は、令和3年度は30.0%、令和4年度は29.3%、令和5年度は31.14%、であり、短期大学単体でも令和3年度は31.1%、令和4年度は32.5%、令和5年度は34.8%といずれも20%を上回っている。

教育研究用の施設設備や図書費等の資金配分については、事業計画策定及び予算編成時に複数の会議で検討を重ね、適切な購入計画のもと、執行されている。

公認会計士の監査意見への対応については、監査法人の監査結果報告とそれを受けた監事の意見を聴く会（法人監査会）を毎年開催している。理事長、各部門財務担当理事、経理担当者等が出席し、会計士・監事と意見交換を行って問題点を確認している。なお、その際前年度の指導事項への対応報告があり、それに対しては公認会計士より対応の適切性について意見表明がある。毎年度、女子部門への指摘事項としてはいくつかあるのが通例だが、適切に対応をしている。平成30年度決算時の監査会で図書館以外の研究室等で管理する図書について、台帳と現物の確認（棚卸し）が十分でないものが見られ改善するよう指摘を受けた。短期大学に関しては確認が終了したものの令和5年度末時点で作

業未了の学校もあり、令和6年度も引き続き、確認をしている。

寄付金の募集については、これまで総じて低調であったが、令和2年度は校舎建築にあたって音楽部門が積極的に募集を行ったこともあり、それまではほぼ1%台で推移していた寄付金比率が9.8%に跳ね上がった。これは篤志家から大口の寄付を得られたという極めて特殊なケースであり、学園の寄付募集の構造が変わった訳ではない。その後は元の水準に戻り、令和5年度は1.06%という結果であった。短期大学のみ比率では0.39%、そのほとんどは奨学基金への寄付で、主に在学生の保証人に協力をお願いしているものである。令和元年11月から寄付金募集のホームページを新たに立ち上げた。徐々に認知されつつあるが、今後も様々な場面で広報に努め、学納金、補助金に続く収入の柱としてより一層の充実を図りたい。

学園債は現在、男子部門の小中高3校のみで発行しており、募集、在学中の管理、償還とも適切に実施されている。短期大学にはこれまで発行の実績はなく、今後も予定していない。

3年間の学生数の推移を見ると、芸術科（本科）で、定員240名に対しての実員は、令和3年度は234名（同98%）、令和4年度は215名（同90%）、令和5年度は206名（同86%）となっており、令和5年度も令和4年度に引き続き定員を充足することができず、受験者数が伸び悩む中、安定した入学者数の確保は喫緊の課題である。

学校法人桐朋学園全体の財務規模からすると、短期大学が占める割合は6%程度である。短期大学の収支バランスが多少不安定な状態となっても、それがすぐに学校法人全体の経営に影響を及ぼすとは考えにくい。前述のとおり、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標では学園全体では「B0（イエローゾーンの予備的段階）」であり、危機的状況にあるとまでは言えない。しかし、少子化の流れは一向に衰えず、私立学校にとって今後の影響は計り知れないものがある。短期大学に限らず、法人内すべての学校がその将来のあり方を問われている。

（2）財的資源の適切な管理

短期大学が属する女子部門では、原則として毎年度6月末までに初等部（幼稚園・小学校）、中高部（中学・高校）、短大部、事務局、理事ごとに次年度の事業計画（案）を提出させている。事業内容は、次年度の教育現場にかかる事項（教育行事およびその規模の変更など）、予算にかかる事項（採用などの人事、中・大規模工事の計画、高額な備品の購入など）、学生・生徒などの募集にかかる事項、規程・規約の変更など、多岐にわたっている。

各学校の提案内容は部門内の重要会議である、運営審議会、経営評議会、物件費予算委員会で説明、質疑応答がなされる。人事関係は組合との交渉の場である運営協議会にて審議に付される。また、中・長期の大規模工事の計画、高額な備品の購入などは物件費予算委員会にてさらに審議され、次年度当初予算審議の中で決定していく。

学校法人の中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算については、「建築計画」

「大規模修繕計画」「学生・生徒収容計画」などの財務に影響のある事業計画について関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定し予算編成に反映させている。なお、次年度の学費については、改定の有無にかかわらず10月の評議員会、理事会において決定している。理事会において「建築計画」「学生・生徒収容計画」、また「次年度学費改定」および「次年度当初予算」の審議の際は、中・長期の財務の見通しが、必須の提出資料となっている。

決定した事業計画と予算については理事などより速やかに関係部署に報告と指示をしている。

年度予算は適切に執行している。執行予算についてはそれぞれの科目に担当者、担当部署があり、そこで予算執行、予算統制が行われている。年度が進行するにつれ緊急の支出の必要などが派生し、予算超過などが予想される場合は12月と3月に補正予算審議の理事会が予め設定されている。

日常的に出納業務は事務局の経理担当者が担う。毎月開催される既述の経営評議会で「月次財務報告」として、会議日前月末時点の「資金収支月次増減表」「会計別在高表」「現預金在高表」を示し、評議員、理事（部門経理責任者）、代表理事（理事長の部門代行者）への報告を行っている。

資産および資金の管理と運用は、資産管理台帳、現預金出納帳等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。作成する計算書類のみならず、帳簿システムや経理処理のフローも公認会計士の監査の対象であり、十分なチェックがなされている。より正確な会計処理のため、監査法人とは日常的にも連絡をとり、指導・助言を仰いでいる。

月次試算表は事務局経理担当者が毎月初旬に前月分を作成する。それを基に前述の経営評議会提出資料を作成し、評議員、理事、代表理事への報告とする。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指導等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明瞭である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

令和2年4月の改正私立学校法の施行により、認証評価の結果を踏まえた事業に関する中期的な計画の作成が義務付けられることになり、本法人においても「学校法人桐朋学園 中期計画」を策定している。本学においては、学長のリーダーシップの下、次の3点を最重要課題に定めた。

1. 教育改革と質保証
2. 学生募集
3. 短期大学将来構想の策定

令和2年度の認証評価の結果を中期計画に反映させ、毎年、進捗状況を確認し、自己点検・評価を行っている。なお、本学では、将来構想委員会を中心に芸術教育の将来像を検討している。令和3年度に「女子部門・音楽部門協力協議会議」を設け、部門間での検討を進めることとした。

本学の強みは、音楽・演劇の実践教育に定評があり、全国から幅広く学生を集めていることにある。しかしながら、コロナ禍の下では地方から受験生を集めることが困難になり、令和3年度入試については芸術科の入学者数が定員を下回った。令和4年度に向けて入試方法や入試関連行事の実施方法を見直し、志願者数の回復に努めたが、コロナ禍前の水準に戻すことはできず、令和5年度入試でも入学者数の回復は見られなかった。

本学が属する女子部門は、経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

人事計画は、資金収支会計の中期見通し及び毎年度の事業計画に基づき、確定している。また、施設設備の将来計画は、令和元年度に発足した女子部門建築準備委員会で検討されている。

入学者数の減少に比例して桐朋音楽奨学会・桐朋演劇奨学会への寄付は減少している。また、本学は遊休資産に該当するものを所有していない。

令和6年度も、音楽専攻・演劇専攻とも入学者数が定員を下回った。今後、適切な人事計画を立て、学生数と経費のバランスを保つことを心掛けたい。

予算・決算関係の書類を始め、財務上の数値は開示されており、様々な根拠資料も閲覧が可能である。財務状況の報告や経営上の課題は、各種会議等を通じて広く共有されており、また、『理事・事務局長情報』などの文書でも配付されている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源 の課題>

令和6年度の入学者数は芸術科が音楽25名（前年度26名）、演劇49名（前年度64名）、専攻科が音楽11名（前年度14名）、演劇19名（前年度17名）、18歳人口の減少が進み、短期大学への進学を希望する受験生の割合も減少する中、入学定員を安定的に確保する

ことが喫緊の課題である。

平成 23 年度から実施した経営実態、財政状況の把握、それに基づいた経営改善計画の策定、学科構成の変更と入学定員の変更は、一定の成果を上げた。専攻の数や定員を削減する計画は学生生徒納付金の減少につながり、教職員数や開講科目数の見直しによる人件費・経費の削減が求められたが、それにより集中と選択を促し、演劇・音楽の特色ある芸術教育を実現することができた。

今後、教育・研究の一層の充実が求められるが、限られた財政の中でその実現を図るには、支出の削減と収入の増加、その両方が必要となる。教育研究経費・管理経費の緻密な支出計画と配分、組織のあり方の見直しを含めた人件費の再検討、予算的に無理のない範囲で機能充実を図る施設整備計画の策定などに取り組み、支出を極力抑える工夫をしていきたい。一方で、学納金の更なる見直しのほか、寄付金・補助金・事業収入などの獲得拡大により収入増を図る努力が望まれる。支出減と収入増の実現そのための戦略を検討する体制作りが急務である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源 の特記事項>

平成 30 年 11 月に女子部門の全学教職員会議において、校舎建築に向けた検討を女子部門全体で進めていく方針が決まり、令和元年 4 月から「女子部門建築準備委員会」での審議が始まった。外部の CM（コンストラクション・マネジメント）会社と契約し、建築の規模や工期、予算などの課題を検討した。今後、基本計画の立案に向け、具体的な作業を進めていくことになる。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ〕

〈根拠資料〉

1. 2023（令和5）年度学校法人桐朋学園事業報告書
2. 学校法人桐朋学園寄附行為
 - ①第7条 理事長の職務
 - ②第33条 決算及び実績の報告
 - ③第6条 理事会
 - ④第10条 理事の選任
 - ⑤第14条 役員解任及び退任
 - ⑥学校法人桐朋学園寄附行為施行細則

〔区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ②理事は、私立学校法の役員選任の規定に基づき選任されている。

③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1の現状>

理事長は学校法人桐朋学園の管理運営全般にリーダーシップを適切に発揮し、「学校法人桐朋学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」第7条の規定に基づき、本法人を代表し、本法人の業務を総理している。（根拠資料24）

本法人は、三つの部門（男子部門・女子部門・音楽部門）で構成されている。日常の教育と運営はそれぞれの部門の主体性と責任のもと行われている（三部門独立採算制）が、学生生徒等1人1人の人間性を尊重し、心豊かで意欲ある、自主的・創造的な人間の育成を目指すという理念は、今日まで変わらず保持し続けている、部門に共通する教育理念である。

かかる三部門それぞれの歴史とその教育成果を尊重しながら、理事長は、学校法人の発展に寄与すべく法人全体の職務にあたっている。

また、理事長は、寄附行為第33条に基づき、毎会計年度終了後2か月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告、その意見を求めている。

理事長は、寄附行為第6条に基づき、理事会を招集し、その議長を務め、本法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、寄附行為第6条に基づき、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。短期大学を始め法人内各学校の発展のため、学内外の情報収集に努めている。また、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、各種法改正への迅速な対応を図る等、運営に関する法的な責任があることを認識し、必要な諸規程の整備を行っている。

令和5年度の理事会の開催状況と主な議題は、以下のとおりである。

開催日現在の状況	開催年月日	出席者数等			監事の出席状況	議 事 内 容
		実出席者数(b)	実出席率(b/a)	異議表示出席者数		
定 員	規 員(a)	人	%	人		
13~15	13 令和5年5月30日	13	100.0	0	2 / 2	(議決事項)第1号議案:評議員選任 第2号議案:2022年度決算 2022年度決算についての監査報告 (報告事項)第1号:2023年3月28日付理事会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告
	13 令和5年6月27日	12	92.3	0	2 / 2	(議決事項)第1号議案:評議員選任 第2号議案:桐朋学園大学大学院学則変更 (報告事項)第1号:2023年5月30日付理事会:評議員会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告
	13 令和5年10月24日	11	84.6	2	2 / 2	(議決事項)第1号議案:2024年度男子部門・女子部門・音楽部門の学費 第2号議案:2024年度桐朋高等学校学費改定に伴う学則変更 第3号議案:2024年度桐朋中学校学費改定に伴う学則変更 第4号議案:2024年度桐朋学園小学校学費改定に伴う学則変更 第5号議案:2024年度桐朋学園芸術短期大学学費改定に伴う学則変更 第6号議案:2024年度桐朋女子高等学校学費改定に伴う学則変更 第7号議案:2024年度桐朋女子中学校学費改定に伴う学則変更 第8号議案:2024年度桐朋小学校学費改定に伴う学則変更 (報告事項)第1号:2023年8月27日付理事会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告 第3号:東京都経常費補助金内示 第4号:東京都人専委員会報告
	13 令和5年12月12日	11	84.6	2	2 / 2	(議決事項)第1号議案:理事選任 第2号議案:2023年度補正予算 第3号議案:理事の歳費 第4号議案:桐朋女子高等学校音楽科学則変更 (協議事項)第1号:女子部門桐朋学園芸術短期大学の将来構想 (報告事項)第1号:2023年10月24日付理事会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告
	13 令和6年1月23日	13	100.0	0	2 / 2	(議決事項)第1号議案:理事・評議員選任及び監事候補選出 第2号議案:東京都給与条例改正に伴う教職員の給与改定 第3号議案:桐朋学園芸術短期大学学則変更 (報告事項)第1号:2023年12月12日付評議員会:理事会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告 第3号:2024年度予算編成の基本方針
	13 令和6年2月20日	13	100.0	0	2 / 2	(議決事項)第1号議案:桐朋学園芸術短期大学学則変更 第2号議案:桐朋学園大学学則変更 第3号議案:桐朋学園大学院大学学則変更 第4号議案:「桐朋学園大学学長候補者選出規程」「桐朋学園大学院大学学長候補者選考規則」「桐朋学園大学院大学学長候補者選考に関する内規」の改廃関連の条文改正 (協議事項)第1号:2023~2027年度中期計画の2023年度進捗状況 第2号:2024~2028年度中期計画及び2024年度事業計画 第3号:2024年度予算編成基本方針及び当初予算 第4号:改正私立学校法への対応 (報告事項)第1号:2024年1月23日付理事会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告
13 令和6年3月19日	11	84.6	2	2 / 2	(議決事項)第1号議案:監事・評議員選任 第2号議案:桐朋女子中学校学則変更 第3号議案:2023~2027年度中期計画の2023年度進捗状況 第4号議案:2024~2028年度中期計画及び2024年度事業計画 第5号議案:2024年度予算編成基本方針及び当初予算 第6号議案:学校法人桐朋学園寄附行為の変更 (報告事項)第1号:2023年2月20日付理事会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告	

理事は、学校法人桐朋学園を構成する三つの部門の教育と運営のあり方について十分理解し、本法人の健全な経営に寄与しうる学識及び見識を有している。理事の選任は寄附行為第10条に基づいており、私立学校法第38条の規定に基づき選任されている。私立学校法第38条第1号又は第2号に規定されている欠格事由については寄附行為第14条第2項第4号において退任の事由として明記されている。(根拠資料 寄附行為④⑤)

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ の課題>

理事長のリーダーシップが有効に機能し、学校法人のガバナンスが十分に確立されていることなどから、現行の組織や規程などを改善するための行動計画は必要ないとする。しかし、現在、本法人の大きな事業の柱の一つである「コンプライアンス経営の推進と情報公開の促進」を進めるなか、リーダーシップやガバナンスの更なる強化は重要な課題であるとする。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ の特記事項>

学校法人桐朋学園は、「学校法人桐朋学園寄附行為施行細則」第2条において、「本法人の理事会は、男子部門、女子部門、音楽部門それぞれの自主性を尊重し、建学の精神をふまえ、学園の運営にあたるものとする。」と規定している。沿革の異なる三部門(男子部

門・女子部門・音楽部門)は、所管するそれぞれの学校について、独自の教育目的・目標を立てて教育活動を展開している。そして、理事会はそれぞれの部門の自主性を尊重しながら学園の運営にあたっている。(根拠資料2 寄附行為施行細則⑥)

このような形態の下で理事長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、様々な情報・意見が理事長のもとに届くような管理運営上の工夫や配慮がなされている。各部門において、学校法人の運営に影響を与える重要案件は、「法人運営審議会」の議案として提出され、その場で審議、協議が尽くされた上で、最終的には理事会が決定する。

この法人運営審議会のもとには、「理事勉強会」が置かれている。各部門選出理事および法人本部事務局長で構成され、必要に応じて理事会に付議する議案などの調査・研究を行う。

理事長は、これらすべての会議に出席し、学校法人全体および各部門の課題を把握し、その意思決定に反映させている。

令和5年度を起点とする中期計画(～令和9年度までの5か年計画)については、令和5年2月21日の理事会において、まず、令和4年度 of 取組状況を踏まえて見直しを行った計画が各部門及び法人本部それぞれから説明された。これは、非常勤理事及び監事の意見をあらかじめ聴取し検討するために、3月の正式決定前の2月に毎年度行われるものである。

この場で頂いた指摘に応えるべく、3月までの短期間ではあるが、理事長を中心に進捗報告のあり方自体も含め見直しを行い、その成果は3月28日の評議員会・理事会において改めて報告された。

中期計画については、自己評価をもって毎期の取組状況の評価とするため、評価の基準に対する考え方など整理すべき課題を残してはいるものの、上述したように、理事長のリーダーシップのもと、着実に改善を進めている。

なお、本法人では、毎期に改定を行うローリング方式により、中期計画を策定してきた。この方式を採用した理由は、本法人を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、毎期の進捗状況も見据え、施策の優先順位や実行方法等、適宜見直しを図っていくためであった。しかし、この方式では、達成目標に至るまでの年次計画を毎年変更あるいは修正する傾向となり、その結果、デッドラインが曖昧なものとなるという問題があった。このため、令和6年度を起点とする中期計画は、5か年固定型とし、目標達成年度をより意識したものを策定することとした。

方式の変更等にあたっては、理事長の主導により必要な措置が取られており、法人としての管理運営体制は、理事長の適切なリーダーシップにより確立されている。

【テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ】

[根拠資料]

桐朋学園寄附行為

④第10条 理事の選任

1. 2023年度学生便覧・講義概要

⑧桐朋学園芸術短期大学学生懲戒規程 pp. 50-51

3. 本学公式ウェブサイト

https://college.toho.ac.jp/event_report/drama/

桐朋学園女子部門規程集

10 桐朋学園芸術短期大学教授会規程

11 桐朋学園芸術短期大学教務・入試委員会規程

13 桐朋学園芸術短期大学図書・研究研修委員会規程

17 桐朋学園芸術短期大学学生・安全対策委員会規程

40 桐朋学園芸術短期大学学長候補選出規程

41 桐朋学園女子部門評議員候補選出規程

42 桐朋学園芸術短期大学学科会議規程

43 桐朋学園芸術短期大学専攻会議規程

44 桐朋学園女子部門理事職位内規

45 桐朋学園芸術短期大学インスティテューショナル・リサーチ委員会規程

学校法人桐朋学園規程集

7. 学校法人桐朋学園運営審議会規程

4. 学校法人桐朋学園中期計画（2023～2027年）

56. 学長の個人調書

57. 令和3年度教授会議事録

58. 令和4年度教授会議事録

59. 令和5年度教授会議事録

60. 芸術学科会議議事録

61. 教務・入試委員会議事録

62. 学生・安全対策委員会議事録

65. 事務職員会議議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。
 - ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ①教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑥ 教授会の議事録を整備している。
- 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

本学では、学長が校務の最終決定権を有し、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」については、教授会は学長が決定を行うに当たり意見を述べている。(根拠資料 女子部門規程集 10)

学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。本学専任教員就任前は劇団の演出家として活動し、その実績は高く評価された。それとともに、俳優教育についても大きな足跡を残している。本学就任後は演劇専攻主任、図書館長、教務部長と歴任し、平成 22 年 4 月本学の学長に選任された。

学長は、「桐朋学園女子部門理事職位内規」ならびに「学校法人桐朋学園寄付行為」第 10 条に基づき、平成 28 年度より 3 年間、法人に対して女子部門を代表する代表理事を務め、財務、組織、人事等に関わって女子部門の運営を総理し、かつ運営の全般について女子部門を代表した。(根拠資料 寄附行為④ 女子部門規程集 44)

学長は、建学の精神「一人ひとりの人格を尊重し、自主性を養い個性を伸長する」に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。専門である演出に

については、本学就任後は『劇上演実習』の担当として多くの公演、試演会の演出を手掛け、学生の学習成果の獲得に対して大いに貢献している。また、世界演劇教育連盟（WTEA）やアジア演劇教育センター（ATEC）、東京演劇大学連盟など、国内外の演劇高等教育機関との交流を図り、芸術系短大の教育の質の向上・充実に向けて努力を重ねている。

学長は校務をつかさどり、教学課等の所属職員を統督している。

本学は「桐朋学園芸術短期大学学長候補選出規程」などに基づき学長を選任している。学長は教学運営の職務遂行に努めている。

「桐朋学園芸術短期大学教授会規程」により、学長は教授会を審議機関として適切に運営している。教授会は、（１）学長の選任、（２）教員の任用、解職、資格の変更、（３）学則ならびに教授会規程の改正、（４）予算案ならびに決算案、（５）その他必要な事項を審議する。また、学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。これに該当するのは、（１）学生の入学、卒業及び課程の修了、（２）学位の授与、（３）前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項である。これらの事項について、学長は教授会の意見を聴取した上で決定をしている。（根拠資料 女子部門規程集 10）

学長は、8月を除く毎月、教授会規程に基づいて教授会を開催している。各会議・委員会は、学長が適切な意思決定ができるように、必要な情報の提供に努めている。

併設の桐朋学園大学は音楽部門、本短期大学は女子部門に属するため、教授会等において合同で審議することは行っていない。大学間の調整を必要とする事項については、「学校法人桐朋学園運営審議会規程」に則り、法人運営審議会において審議を行っている。（根拠資料 法人規程集 7）

また、「教授会規程」第6条第1項に基づいて、教授会には事務組織である短大教学課の課長が出席し、議事録作成にあたっている。議事録原本は短大教学課に過年度分も含め整備している。（根拠資料 女子部門規程集 10 59）

教授会は、学習成果及び三つのポリシーに対する認識を共有している。現行の学習成果及び三つのポリシーは、平成30年9月定例教授会以降検討を重ね、平成31年2月教授会において審議決定したものである。

各専攻は「桐朋学園芸術短期大学専攻会議規程」に基づき、月に一度、定期的に専攻会議を開催し、専攻の運営、教育課程、学生支援などに関わる事項について協議し、課題の解決を図っている。専攻会議において審議決定した事項は、教授会等の議を経て、学長が決定する。（根拠資料 女子部門規程集 43）

また、教務・入試委員会、学生・安全対策委員会、図書・研究研修委員会は、各委員会の規程に則り、毎月定例で開催され、各委員会の会務を執り行う。現状を点検し、課題が見出された場合は、改善計画を策定する。委員会において審議決定した事項は、教授会等の議を経て学長が決定する。教授会にむけて、定期的に招集される教学マネジメント委員会では、各専攻会議・各委員会から提出された議案を、報告事項・審議事項・協議事項に

整理し、かつ学園、短大の運営に関する諸課題とも照らし合わせ、包括的に検討・協議されている。各専攻間の連絡調整を要する事項については、「桐朋学園芸術短期大学学科会議規程」にしたがい、学科会議で取り扱っている。学科会議、専攻会議、委員会は、先の学校教育法の改正に則って見直したそれぞれの規程に基づき、適切に運営されている。

●2023年4月1日（土）臨時教授会

学科・専攻会議報告／各委員会報告／学籍異動に関する件／2023年度入学試験の選考結果に関する件／2023年度研究生・特別研究生Ⅱ期選考に関する件／2023年度科目等履修生承認に関する件／2023年度長期履修制度申請者に関する件／2023年度長期履修生への変更に関する件／2023年度音楽専攻専修変更に関する件／協議事項：

●2023年4月24日（月）4月定例教授会

学科・専攻会議報告／各委員会報告／学籍異動に関する件／2023年度授業の新規委嘱に関する件／2023年度演劇専攻特別講義ラインナップに関する件／2023年度既修得単位認定に関する件／協議事項：学務分掌「山水会」担当に関する件

●2023年5月29日（月）5月定例教授会

学科・専攻会議報告／各委員会報告／2023年度（前期）桐朋音楽、演劇奨学会奨学金に関する件／2024年度入学試験（2023年度実施）推薦指定校の選定に関する件／協議事項：2024年度短期大学事業計画に関する件

●2023年6月26日（月）6月定例教授会

学科・専攻会議報告／各委員会報告／2023年度（前期）専攻科特待生に関する件／2023年度非常勤講師の採用に関する件／協議事項：「ポロニア＝ラーニング・コモンズ構想」意見聴取に関する件

●2023年7月24日（月）7月定例教授会

学科・専攻会議報告／各委員会報告／学籍異動に関する件／2024年度総合型AⅠ期入試の担当者に関する件／2023年度演劇専攻海外研修の件／協議事項

●2023年9月25日（月）9月定例教授会

学科・専攻会議報告／各委員会報告／学籍異動に関する件／特任教授退職に関する件／授業担当者変更に関する件／2023年度科目等履修生（後期）承認に関する件／演劇学部開設時期に関する件／協議事項：演劇学部構想について／校舎改修に関する業者選定の評価委員の選定について

●2023年10月23日（月）10月定例教授会

学科・専攻会議報告/各委員会報告/学籍異動に関する件/2023年度非常勤講師の採用に関する件/2023年度（後期）桐朋音楽、演劇奨学会奨学金に関する件/2024年度芸術科音楽専攻入試（学校推薦型・総合型BⅠ期・社会人Ⅰ期）入試担当者に関する件/協議事項

●2023年11月27日（月）11月定例教授会

学科・専攻会議報告/各委員会報告/学籍異動に関する件/2024年度芸術科演劇専攻総合型A入試および音楽専攻総合型AⅠ期入試、社会人Ⅰ期入試の結果に関する件/2024年度芸術科音楽専攻入試（総合型AⅡ期）、芸術科演劇専攻総合型Bおよび学校推薦型入試、専攻科演劇専攻Ⅰ期入試の担当者に関する件/授業担当者変更に関する件/2024年度短大カウンセラー・コミュニケーションサポート担当の継続委嘱および演劇専攻機材管理業務担当の継続契約に関する件/2023年度（後期）専攻科特待生に関する件/協議事項

●2023年12月18日（月）12月定例教授会

学科・専攻会議報告/各委員会報告/学籍異動に関する件/2024年度芸術科演劇専攻総合型B入試・学校推薦型入試、専攻科演劇専攻Ⅰ期入試および芸術科音楽専攻総合型AⅡ期入試の結果に関する件/2024年度教育課程の改定に関する件/2024年度非常勤講師の採用に関する件/学則の変更に関する件/「履修登録単位数の上限に関する規程」に関する件/期限付き専任教員に関する件/協議事項

●2024年1月29日（月）1月定例教授会

学科・専攻会議報告/各委員会報告/2024年度非常勤講師の採用に関する件/2024年度特任教員の任期更新に関する件/2024年度特別招聘教授の契約継続に関する件/2024年度常勤講師の契約更新に関する件/2024年度任用人事に関する件/音楽研究室助手の契約更新に関する件/2024年度名誉教授推薦に関する件/2024年度昇任人事に関する件/2024年度演劇専攻機材管理業務担当の新規契約に関する件/2024年度演劇専攻制作業務委託職員契約更新に関する件/2024年度カリキュラムにおける追加委嘱・担当者変更等に関する件/「演劇特別演習Ⅰ・Ⅱ」のグレード制の廃止に関する件/2024年度芸術科音楽専攻入試（総合型AⅢ期、総合型BⅡ期、一般A、社会人Ⅱ期）、専攻科音楽専攻Ⅰ期入試、芸術科演劇専攻一般入試、専攻科演劇専攻Ⅱ期入試の担当者に関する件/「桐朋学園芸術短期大学被災学生支援奨学金規程」の改正に関する件/授業開講時期の変更および学則の変更に関する件/協議事項

●2024年2月26日（月）2月定例教授会

学科・専攻会議報告/各委員会報告/学籍異動に関する件/2024年度非常勤講師の採用に関する件 2023年度卒業・修了学生の認定に関する件/2024年度入学試験の選考結果に関

する件/2024年度研究生第Ⅰ期承認（新規履修希望者）に関する件/協議事項

●2024年3月7日（木）3月定例教授会

学科・専攻会議報告/各委員会報告/学籍異動に関する件/任期付き専任教員に関する件/2024年度任期付き専任教員の任用に関する件/2024年度非常勤講師の採用に関する件/LA（レッスンアシスタント）の新規委嘱に関する件/2024年度芸術科音楽専攻入試（総合型AⅣ期、総合型BⅢ期、一般B、社会人Ⅲ期）及び専攻科音楽専攻Ⅱ期入試の担当者に関する件/2023年度卒業・修了生の認定に関する件/協議事項

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ の課題>

令和2年4月の改正私立学校法の施行により、認証評価の結果を踏まえた事業に関する中期的な計画の作成が義務付けられることになり、本法人においても「学校法人桐朋学園中期計画（2023年度～2027年度）を策定した。本学は、第1期中期目標期間においては、学長のリーダーシップの下、「Ⅰ. 教育改革と質保証」「Ⅱ. 学生募集」「Ⅲ. 短期大学将来構想の策定」を最重要課題に定めた。令和5年度、Ⅰについては、教学マネジメント体制の構築について準備委員会を経て、教学マネジメント委員会を発足させた。また、シラバス電子化が検討され、令和6年度「講義概要」部分の電子化が決定した。Ⅱに関しては、コロナ以前の水準に戻らない現状を分析し入学者数確保にむけて対策を検討した。Ⅲは、将来構想委員会を定期的で開催し、情報の共有と意見交換を行うことができた。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ の特記事項>

教育目的を達成するための管理運営体制構築を目指し、令和5年度から運営委員会に変わり教学マネジメント委員会を新たに設置し、より学園、短大の運営に関する諸課題を包括的に検討・協議されるようになった。

【テーマ 基準IV-C ガバナンス】

[根拠資料]

1. 2023（令和 5）年度学校法人桐朋学園事業報告書
2. 学校法人桐朋学園寄附行為
 - ⑦第 11 条 監事の選任及び職務
 - ⑧第 16 条 評議員会及び評議員

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

学校法人桐朋学園の 2 名の監事は、寄附行為第 11 条（監事の選任及び職務）の規定に基づいて本法人の業務および財産の状況について適宜監査を行っている。そして、その監査などに基づいて、理事会において意見を述べている。監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後、5 月の理事会および評議員会に提出している。

監事は、監査報告書作成にあたり、公認会計士からの会計監査結果の報告を受け、質疑応答および意見交換を行ったうえで、「法人監査会」において各部門に対して質疑応答による確認を行っている。

法人監査会は、三部門および法人本部の会計監査の終了後、公認会計士から会計監査結果報告がなされ、それに対する質疑応答が行われる会で、理事長、監事、各部門選出理事（経理責任者）、事務局担当者が出席する。

令和 5 年度決算については、当該会計年度終了後 2 月以内にあたる令和 6 年 5 月 28 日の理事会において決算を承認し確定した後、同日開催の評議員会において報告し、意見を聴取した。その理事会および評議員会において、監事からは、本法人の業務および財産の状況についての令和 5 年度監査報告書が提出され、意見が述べられている。

本法人 2 名の監事は、寄附行為第 11 条の規定に基づいて、その職務を全うするとともに、学校教育法、私立学校法、学校法人会計基準など、教育関係法規や学校会計にも明るく、本法人全般は勿論のこと、仔細な事項に至るまで厳しく監督、検査し、本法人の運営に大いに寄与している。（根拠資料 2 寄附行為⑦）

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員
の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

学校法人桐朋学園の評議員会は寄附行為第4章の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

寄附行為第18条第2項に基づいて、学校法人桐朋学園の評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織している。同第20条では、私立学校法第42条の規定を準用し、この規定に基づき、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞くこととなっている。評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

令和5年度の評議員会の開催状況と主な議題は、以下のとおりである。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から開始した、オンラインを軸とするハイブリッド形式の会議を継続している。出席者が開催場所に一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境を確保している。

開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況	議事内容
定員	現員(a)		実出席者数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数		
人	人		人	%	人		
	34	令和5年5月30日	30	88.2	3	2 / 2	(諮問事項)第1号:2022年度決算及び事業報告 (報告事項)第1号:2023年3月28日付評議員会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告
34~37	34	令和5年10月24日	32	94.1	1	2 / 2	(諮問事項)第1号:2024年度男子部門・女子部門・音楽部門の学費 (報告事項)第1号:2023年5月30日付評議員会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告 第3号:東京都経常費補助金内示
	34	令和5年12月12日	32	94.1	2	2 / 2	(諮問事項)第1号:2023年度補正予算 (報告事項)第1号:2023年10月24日付評議員会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告
	34	令和6年3月19日	28	82.4	5	2 / 2	(諮問事項)第1号:監事候補に対する同意 第2号:2023~2027年度中期計画の2023年度進捗状況 第3号:2024~2028年度中期計画及び2024年度の事業計画 第4号:2024年度予算編成基本方針及び当初予算 第5号:学校法人桐朋学園寄附行為変更 (報告事項)第1号:2023年12月12日付評議員会議事録確認 第2号:学事及び運営概要報告 第3号:桐朋学園小学校のクラス定員減と学費改定

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、ホームページなどを通じて教育情報を公表し、財務情報を公開している。またガバナンス・コードにおいても適合した状況である。

短期大学においては、日本私立短期大学協会「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」(令和2年1月)に準拠したガバナンス・コードを策定し、毎年、自己点検・評価委員会において適合(遵守)状況を点検し「自己点検・評価報告書」において公表している。

教育情報の公表(学校教育法施行規則第172条の2第1項関係)

<http://www.toho.ac.jp/college/guide/information/index.html>

事業報告書(私立学校法第47条関係)

<http://www.toho-gakuen.com/report.html>

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

学校法人および短期大学のガバナンスはおおむね適切に機能してはいるが、その適切なあり方については常に意識を向けている。

現在、本法人において早急に取り組むべき課題は、内部監査の体制構築、である。

なお、財務運営上のガバナンスについては、正しく機能しており、現在のところ問題を感じていない。経理課など事務局による経理処理の実態が、理事や法人にも共有されており、問題点があれば、解決に向け、速やかに対策が講じられるよう態勢が整えられている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<テーマ 基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和2年度の認証評価の結果を踏まえた中期計画の評定とその評価を実施し、向こう

5年間の「中期計画」を策定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

なお、「改正私立学校法（令和7年4月1日施行）」についての法人理事会・評議委員会の動きを以下にまとめておく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和5年度から「教学マネジメント委員会」が、内部質保証をより確実に進める組織の中核としてスタートし活動した。

「改正私立学校法（令和7年4月1日施行）」の改正に伴う、本法人の寄附行為の変更作業もそのひとつである。作業を始めたのは、令和4年度からである。

令和4年9月27日理事会では、「学校法人制度改革の具体的方策について」をテーマに、学校法人制度改革特別委員会の報告について概要説明を行った。

令和5年度に入り、4月26日、改正法が成立すると、法人内部での検討を本格化させた。すなわち、令和5年9月12日法人運営審議会以降、継続して理事会・評議員会の構成案について検討を行った。令和6年2月20日には、理事選任機関、理事及び評議員の定数と任期、本法人職員評議員の定数等、理事会・評議員会の構成を考える上でポイントとなる事項について、おおむね理事会において基本的な了解が得られた。

同年3月19日評議員会・理事会では、現行寄附行為との対照表を基に作成した寄附行為変更案全文を初めて上程して意見を聴取し、5月28日評議員会・理事会において正式に変更案が承認された。

また、この間、私学法に通じた外部の専門家（弁護士）による講演を開催した。私学法改正の趣旨と対応方策について研修の機会を持ち、役員・評議員及び教職員の理解に努めた。令和7年4月施行に向け、さらなる実質化へ資するよう活動していく計画である。